

---

令和3年大和町議会9月定例会議会議録

---

令和3年9月10日（金曜日）

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長 兼 徴収対策室長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
子 育 て 支 援 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議事庶務係長	相 澤 敏 晴
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午前9時57分 開 議

議 長 (高平聡雄君)

始めさせていただきますよろしいでしょうか。

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番犬飼克子さん及び7番馬場良勝君を指名します。

議場内、暑い方は上着を取っていただいで構いませんので、よろしくお願ひします。

---

#### 日程第2「議案第52号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議案第52号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第3「議案第53号 大和町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第3、議案第53号 大和町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了しています。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。14番堀籠日出子さん。

14番（堀籠日出子君）

おはようございます。それでは、2点、この件について質問をさせていただきます。

まず1点なんですが、この条例改正に伴う説明といたしまして、利用できない、登録者数の中から6割は利用はしているんですけども、あと4割はあまり利用しない児童がいるということで、私の受け止め方としては、そういう利用しない子供たちがいるので、ある程度のこう条例を改正して、そして皆さんが、本当に利用したい児童が利用できるような体制づくりをするのかなというふうに受け止めたんですが、それでよろしいんですね。はい。

そうなんですが、そうしますと、この条例を改正して、そしてこの利用できなかった子供たちが利用できるような、そういう仕組みをつくっていくのに対して、今までのとおりでそれが改善すると思われますか。その点、一つ。

それから、この条例改正によって、勤務時間が長くなるわけなんですけど、これに対する職員の体制、どのように変わるのか、変わらないのか。お尋ねいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

では、堀籠議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

1つ目の利用できなくなるお子さんにつきましては、自由来館という方法で夕方の5時まで利用できますので、そちらの利用をお願いしたいと考えてございます。

あと、2つ目の職員の勤務体制でございますが、今月の広報のほうに任期付の児童厚生員を募集しております。職員の体制につきましても、十分に人数を増員いたしまして対応をさせていただきたいと考えてございます。

よろしくどうぞお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

14番堀籠日出子さん。

14番（堀籠日出子君）

そうしますと、今まで、登録してあまり利用しないで、ただ登録だけしていたという児童を全て、全てというか、自由来館にしてくださいと、4月からそのような方向性を持つということなんですね。それとも、今までも自由来館で来ていたんですけども、でも、ちょっと私分らないんですけども、4割の人たちは、多分私の考えでは、そんなに利用しなくたっていいんですけども、何かあった場合に利用するかもしれないから、一応登録しておきましょう。そういう人たちが結構いらっしやっただけで、本当に必要な子供たちがその自由来館を利用することができなかつたというふうに私受け止めたんですね。なもんですから、この条例改正に伴って、そういう保険じゃないんですけども、何かあったときのために一応登録しておきましょうという児童をある程度。それぞれの子供たちのデータというのを取っているでしょうから、そして、児童クラブとして、利用回数の少なかった児童を自由来館にとお願いするという、そういう方法なんでしょうか。それ、一点ね。

それから、指導員というか、児童館の職員なんですけれども、この条例改正によって有料となると、今度、保護者の考え方が少しずつ変わってくる可能性が出てくるんじゃないかなと思うんですね。そうした場合には、今まではお願い、こっちからただお願いしていたのでという捉え方と、今度有料になると、また保護者からいろんな期待なり要望なりが出てくると思うんですけども、そういうのに対して、これまでの職員の皆さんの研修とか。これからはこういうふうになるので、職員の皆さん、少し子供たちに対する、放課後児童館の本当の役割の認識を高めてもらうために研修会を開いて、そして、職員の皆さんに児童に対する様々な課題について理解してもらうという、そういう研修を行うような方法というのは考えておられるのかお伺いします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

では、堀籠議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

1点目につきまして、自由来館に必ずご利用のほうを流れていただくというんでしょうか、そういうことではなくて、お留守番がもう自分でできるようになったとか、あと習い事で利用しないとか、そういった方も一定数おります。そういった方だったり例えば日数を少なく利用したい場合は、自由来館はどなたでも利用できますので、5時までということですが、そこを利用いただければとの考えでございます。

あと、2点目ですが、もちろん今回有料化することによって、職員の質の向上でしょうか、そういったことは大変重要になると思っております。研修会なども今までもしておるんですけども、新たにまた、さらなるですね、研修等を深めてまいりたいとは考えております。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

14番 （堀籠日出子君）

理解できました。ただ、この児童クラブの指導、指導というのかな、職員の皆さん、本当に子供たちの健全育成を思って指導していただく。それ、すごく大事だと思うんです。そのときの感情によって、子供を叱ったり、あとまた調子のいいときは何かと、この差がね。そういうのは子供たちはすごく敏感に受け取って、あと、そういうのを今度家庭に持ち帰ったりとかすると、今度、保護者と先生の信頼関係にも問題が入ってきますので、ぜひそういう研修を通して、そして職員の一人一人のこれまでの気づき、そしてこれからの取組、そういうのに徹底して指導できるような研修会にしたいと思っております。質問を終わります。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4「議案第54号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第4、議案第54号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5「議案第55号 令和3年度大和町一般会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第5、議案第55号 令和3年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

それでは、私から3点ほどお尋ねをいたします。

まず、事項別明細書の10ページの3款2項2目12節委託料のほうで、業務委託で母子・父子家庭にお米10キロというご説明だったと思うんですけども、これ、大体世帯何世帯、対象が何世帯あるのか、まずお尋ねをしたいと思います。それから、この中に県からの補助金も入っているかと思うので、その金額も教えていただければと思います。

それから、もう一点が、13ページの5款1項2目14節工事請負費で、研修センターのポール撤去と、それから、その代わりにLEDをつけたというご説明があったかと思うんですけども、このLEDというのは、要は感応式、車とか通ったときにつくタイプなのか、それとも手動で電源を入れるタイプなのか。その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

それから、もう一点なんですが、最終ページ、19ページの災害復旧費の中で、工事請負費で庁舎の外壁等々の修理ということで、これは起債されていますよね。起債することによって、何か有利な部分があるのかないのか。わざわざ起債した理由をご説明いただきたいと思います。

3点お願いします。

議長 (高平聡雄君)

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 (遠藤眞起子君)

では、馬場議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

1点目の何世帯が対象かということでございますが、今回は独り親世帯分の給付金該当者といたしまして大体250名、それから独り親世帯以外の低所得の方、非課税世帯ですね、そういった方が130名ということで、380名を見込んでございます。

また、2つ目の補助金の額でございます。県のほうから、独り親世帯に対して、そちらについて補助金のほうが配分いただきまして、118万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、馬場良勝議員のご質問にお答えいたします。

まず、LEDの照明関係につきまして、感應式かどうかということですが、こちら、体育センターの壁面北側に設置されるものでございまして、常時、北面ですので暗い状態になっていると思われまして、こちらタイマー式及び時間の設定できるもの、そちらのほうにしまして、夏の期間ですとか冬の期間、暗くなる状況もございまして、そのタイマーでセットするように考えてございました。

あと、その次の庁舎の外壁につきまして、地方債を借りるということですが、そちらにつきましては、今回、一般単独災害復旧債ということですが、こちら地方債の充当率が100%となっております。あと、元利償還に対します交付税の算入率、こちらが47.5%から85.5%となっております。こちら、財政力の補正によりまして調整されるものでございまして、それで、大和町の場合、財政力指数1を超えてございまして、47.5%、約50%と考えました場合、すみません、あと、さらに利率ですね。利率が10年償還で考えてございまして、その利率が0.006%とかなり低くなっております。そうした場合、今回2,390万円ほど予定しておるんですけども、交付税の措置が約50%とした場合1,195万円、こちらが交付税の措置されるものになりまして、かなり有利な起債となりますので、今回そのような対応を考えさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

まず、1点目からお伺いしたいんですけども、要は非常にいいことだと思うんですね、こういうお米でというのは。去年やってもよかったぐらいの私は施策だと思うので、これ、ぜひもう一度。もし仮にですよ、やってみて好評というか、非常によければ、もう一度補正を組んでも悪くないし、私は、このぐらいの、このぐらいの金額と言っちゃ失礼だね。これでいけるのであれば、今、要は米も余っている状態ですから、ぜひこういう施策はばんばんやったらいいと思うんですけども、これは町長に聞いたほうがいいですか。もう一度やったら、できるんだったらやったらいいんじゃないですかと思います。

それから、もう一点。これ、何で伺ったかという、以前、研修センターのやつ、ずっとつきっ放しになっていたというのがあったんですよね。それで、私たしか質問したときもあったので、いずれにしろ、そういうことのないように、定期的に何か見るとか、報告を受けるとかしながら、うまく長く。LEDは基本的に長くもつはずなので、その辺も含めて、今後、見ていていただくようにしていただければと思いますが、答弁を求めます。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

では、馬場良勝議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回実施させていただきまして、状況を見ながら好評であれば、また検討のほうをさせていただければと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、LEDの関係でございますが、こちら、定期的に確認させていただきながら、日中もつくようなことがないよう管理してまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6「議案第56号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第6、議案第56号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了しています。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7「議案第57号 令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第7、議案第57号 令和3年度大和町介護保険勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8「議案第58号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第8、議案第58号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9「議案第59号 令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第9、議案第59号 令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第10「議案第60号 令和3年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第10、議案第60号 令和3年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第11「議案第61号 令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第11、議案第61号 令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12「議案第62号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第12、議案第62号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13「議案第63号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第13、議案第63号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。  
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14「認定第1号 令和2年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定  
について」

日程第15「認定第2号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会  
計歳入歳出決算の認定について」

日程第16「認定第3号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳  
入歳出決算の認定について」

日程第17「認定第4号 令和2年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出  
決算の認定について」

日程第18「認定第5号 令和2年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出  
決算の認定について」

日程第19「認定第6号 令和2年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出  
決算の認定について」

日程第20「認定第7号 令和2年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について」

日程第21「認定第8号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入  
歳出決算の認定について」

日程第 2 2 「認定第 9 号 令和 2 年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について」

日程第 2 3 「認定第 1 0 号 令和 2 年度大和町農業集落排水事業特別会計歳  
入歳出決算の認定について」

日程第 2 4 「認定第 1 1 号 令和 2 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計  
歳入歳出決算の認定について」

日程第 2 5 「認定第 1 2 号 令和 2 年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の  
認定について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第14、認定第1号 令和2年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてか  
ら日程第25、認定第12号 令和2年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定につい  
てまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長吉川裕幸君。

会計管理者兼会計課長 （吉川裕幸君）

それでは、議案書32ページをお願いいたします。

認定第1号 令和2年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方  
自治法第233条第3項の規定によりまして、別紙、監査委員の意見を付しまして議会  
の認定をお願いするものでございます。

お手元の令和2年度大和町各種会計歳入歳出決算書をお願いいたします。あわせま  
して、議案説明資料、認定第1号関係、令和2年度一般会計歳入歳出決算の資料に基  
づきましてご説明申し上げます。

各種会計歳入歳出決算書の1、2ページをお願いいたします。

一般会計と10の特別会計それぞれの決算額の総括表でございます。

一般会計でございます。

歳入、収入済額につきましては176億5,638万5,920円、歳出、支出済額につきまし  
ては165億6,556万1,595円となり、差引き残額につきましては10億9,082万4,325円と  
なったところでございます。

次に、3、4ページをお願いいたします。

一般会計歳入款別集計表でございます。

歳入合計といたしまして、5、6ページをお願いいたします。

予算現額計につきましては178億3,179万5,000円、調定額につきましては180億5,035万2,354円、収入済額につきましては176億5,638万5,920円となっております。

不納欠損額につきましては1,179万9,251円でございます。

収入未済額につきましては、調定額から収入済額を差し引き、さらに不納欠損額を差引きしました額となり、3億8,216万7,183円となっております。

予算対比につきましては99.02%、調定対比につきましては97.82%となっております。

次に、7、8ページをお願いいたします。

一般会計歳出款別集計表でございます。

歳出合計をお願いいたします。

予算現額計につきましては歳入と同額でございます。支出済額につきましては165億6,556万1,595円となっております。

また、翌年度への繰越額につきましては、繰越明許費が5億4,980万3,000円、事故繰越が1,546万7,000円となっております。

予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差引きしました不用額が7億96万3,405円となっております。

予算対比につきましては92.90%でございます。

続きまして、議案説明資料、認定第1号関係をお願いいたします。

主に決算額を令和元年度と比較しました資料となっております。

説明資料の4ページをお願いいたします。

一般会計、歳入の決算額でございます。

金額または増減率の大きな款を万円単位で説明させていただきます。

表右側の差引きと増減率の欄をお願いいたします。

1款町税でございます。企業、法人業績の向上により、法人町民税等増加となり、差引きで3億5,820万円の増、6.2%の増となっております。歳入全体に占めます構成比につきましては34.5%となるところでございます。

2款地方譲与税でございます。国が国税として徴収いたしました税の一部が市町村に譲与されるもので、記載のとおりとなっております。

3款利子割交付金から9款環境性能割交付金につきましては、県が徴収いたしました税の一部が市町村に交付されるもので、記載のとおりとなっております。

6款法人事業税交付金につきましては、地方法人特別税譲与税制度の廃止に伴います市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置としまして令和2年度より創設

され、県が徴収しました法人事業税の一部1億7,627万円が交付され、皆増となっております。

自動車取得税交付金につきましては、令和元年9月に廃止されましたことにより、皆減となっております。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、記載のとおりとなっております。

11款地方特例交付金につきましては、令和元年度の子ども・子育て支援臨時交付金の減少によりまして3,240万円の減、60.3%の減となっております。

12款地方交付税につきましては、令和元年台風第19号災害関連等の特別交付税の減少によりまして2億2,394万円の減、16.8%の減となっております。

13款交通安全対策特別交付金から15款使用料及び手数料につきましては、記載のとおりでございます。

16款国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業、特別定額給付金給付事業費補助金等の大幅な増加により36億4,021万円の増、230.2%の増となっております。

17款県支出金につきましては、国庫支出金同様、新型コロナウイルス感染症に係ります拡大防止協力金、事業者支援補助金等の増加のほか、吉田川床上浸水対策緊急特別事業に係ります負担金、農地等災害復旧事業費補助金等の増加により3億2,567万円の増、40.8%の増となっております。

18款財産収入につきましては、土地売払い収入等の増加により2億2,264万円の増、2,196.1%の増となっております。

19款寄附金につきましては、記載のとおりでございます。

20款繰入金につきましては、基金繰入金の減少によりまして4,786万円の減、5.3%の減となっております。

21款繰越金につきましては10億8,573万円となっており、そのうち8億2,859万円につきましては、令和元年度からの繰越明許費及び事故繰越の繰越額でございます。

22款諸収入につきましては、記載のとおりとなっております。

23款町債につきましては、減収補填債の借入減少によりまして8億580万円の減、73.5%の減となっております。

令和2年度歳入合計につきましては176億5,638万円となり、令和元年度と比較いたしますと、差引き合計で37億718万円の増、26.6%の増となったところでございます。

続きまして、5ページ、歳出の決算額でございます。

歳入と同様に、金額または増減率の大きな款を万円単位で説明させていただきます。

1 款議会費につきましては、記載のとおりでございます。

2 款総務費につきましては、特別定額給付金給付事業費等の増加により31億3,010万円の増、215.9%の増となっております。

3 款民生費につきましては、病後児保育施設新築工事、認定こども園施設整備事業補助金等の増加により3億8,607万円の増、10.8%の増となっております。

4 款衛生費につきましては、災害廃棄物処理費、黒川地域行政事務組合負担金等の増加により3億4,590万円の増、25.6%の増となっております。

5 款農林水産業費につきましては、農業環境整備事業等の増加により772万円の増、2.3%の増となっております。

6 款商工費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金、事業継続応援補助金等の増加により1億6,553万円の増、67.0%の増となっております。

7 款土木費につきましては、記載のとおりとなっております。

8 款消防費につきましては、令和元年台風第19号による災害応急事業費等の減少により3,517万円の減、6.8%の減となっております。

9 款教育費につきましては、令和元年度の小中学校空調設備事業等の減少により2億8,991万円の減、12.9%の減となっております。

10 款災害復旧費につきましては、令和元年台風第19号による災害復旧事業の増加により2億8,160万円の増、62.7%の増となっております。

11 款公債費につきましては、記載のとおりでございます。

令和2年度歳出合計につきましては165億6,556万円となり、令和元年度と比較いたしますと、差引き39億7,209万円の増、31.5%の増となったところでございます。

次に、決算事項別明細の概要につきましてご説明申し上げます。

各種会計歳入歳出決算書、19、20ページをお願いいたします。

歳入につきましては、節ごとに記載がなされ、備考欄に詳細を記載しているところでございます。金額の説明につきましては、万円単位の説明とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

1 款町税でございます。調定額につきましては62億401万円でございます。収入済額につきましては60億9,681万円、不納欠損額につきましては1,179万円となっております。

なお、不納欠損につきましては、地方税法の規定に基づきまして、その処分の手続を行っているところでございます。

収入未済額につきましては9,540万円となっております。

次に、1項町民税です。収入済額につきましては25億1,377万円、前年度対比で2億7,637万円の増、12.4%の増となっております。

内訳といたしまして、1目個人では収入済額13億8,496万円となり、前年度より1,552万円の減、1.1%の減となっております。2目法人では収入済額が11億2,880万円となり、前年度対比で2億9,190万円の増、34.9%の増となっております。

次に、固定資産税でございます。収入済額が29億2,862万円となり、前年度対比で6,171万円の増、2.2%の増となり、1目固定資産税28億9,186万円、2目国有資産等所在市町村交付金3,676万円となっております。

なお、交付金の内訳につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

3項軽自動車税につきましては、収入済額が8,922万円となり、前年度対比で605万円の増、7.3%の増となっております。

21、22ページをお願いいたします。

4項町たばこ税につきましては、収入済額が2億9,137万円となり、前年度対比で394万円の減、1.3%の減となっております。

5項入湯税につきましては、収入済額が15万円となっております。

6項都市計画税につきましては、収入済額が2億7,366万円となり、前年度対比で1,810万円の増、7.1%の増となっております。

続きまして、2款地方譲与税でございます。収入済額が1億4,332万円となり、1項1目自動車重量譲与税、23、24ページをお願いいたします、2項1目地方揮発油譲与税、3項1目森林環境譲与税につきましては、いずれも収入済額は調定額と同額となっております。

次に、3款利子割交付金から5款株式等譲渡所得割交付金につきましても、調定額どおりの収入済額となっております。

25、26ページをお願いいたします。

6款法人事業税交付金から8款ゴルフ場利用税交付金につきましても、調定額どおりの収入済額となっております。

27、28ページをお願いいたします。

9款環境性能割交付金から11款地方特例交付金につきましても、調定額どおりの収入済額となっております。

29、30ページをお願いいたします。

12款地方交付税から14款分担金・負担金につきましても、調定額どおりの収入済額

となつてございます。

なお、12款地方交付税の内訳につきましては、備考欄記載のとおりとなっております。

31、32ページをお願いいたします。

15款使用料及び手数料でございます。

1項使用料につきましては収入済額が7,763万円となり、1目総務使用料から6目教育使用料まで、それぞれの各施設等の使用に対しまして収納がなされたものでございます。

1目総務使用料1節施設使用につきましては、庁舎及び各地区コミュニティセンターの使用料でございます。

2節公共物使用料3節町民バス使用料につきましては、記載のとおりでございます。

33、34ページ……

議 長 (高平聡雄君)

課長、ちょっとここで。暫時休憩します。

午前10時49分 休 憩

午前11時05分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者兼会計課長吉川裕幸君。

会計管理者兼会計課長 (吉川裕幸君)

それでは、33、34ページをお願いいたします。

15款1項2目民生使用料につきましては、ひだまりの丘使用料、3目農林水産使用料につきましては、町民研修センター等の使用料でございます。

4目商工使用料につきましては、七ツ森生産直売所等の使用料でございます。

5目土木使用料のうち3節住宅使用料につきましては、町営住宅家賃収入といたしまして、収入済額が4,270万円となり、収入未済額が316万円となっております。

6目教育使用料につきましては、小学校体育館使用料及びまほろばホール等使用料

でございます。

35、36ページをお願いいたします。

2項手数料につきましては、収入済額7,408万円となり、1目総務手数料から4目土木手数料までとなっております。3目1節清掃手数料でございますが、廃棄物処理手数料で4万円の収入未済額があるところでございます。

次に、16款国庫支出金でございます。

37、38ページをお願いいたします。

1項1目民生費国庫負担金につきましては、収入済額11億2,587万円となっております。1節保険基盤安定負担金から5節老人福祉費負担金まで、それぞれの費目に対します負担金収入となっております。

2目災害復旧費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧負担金につきましては、収入済額1億1,803万円となり、うち7,848万円につきましては、道路橋梁等災害復旧に係ります令和元年度からの繰越明許費でございます。収入未済額5,982万円でございますが、道路橋梁等災害復旧に係ります繰越明許費でございます。

2節公立学校施設災害復旧負担金につきましては、収入済額735万円となり、宮床中学校のり面災害復旧に係ります令和元年度からの繰越明許費でございます。

39、40ページをお願いいたします。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金でございます。1節個人番号カード交付事業費補助金から8節地方創生臨時交付金につきましては、調定額どおりの収入済額でございます。6節特別定額給付金給付事務費補助金から8節地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連事業等に係ります補助金でございます。

2目民生費国庫補助金につきましては、収入済額6,204万円となり、1節障害者福祉費補助金から5節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の補助金収入となっております。

41、42ページをお願いいたします。

3目衛生費国庫補助金につきましては、収入済額1億5,303万円となり、1節保健衛生費補助金及び2節清掃費補助金の補助金収入となっております。

1節保健衛生費補助金、収入未済額1,438万円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に係ります繰越明許費でございます。

4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金につきましては、収入済額2億1万円となり、うち9,883万円につきましては、道路改良等に係ります令和元年度からの繰越明許費でございます。収入未済額8,051万円につきましては、道路改良等に係

ります繰越明許費でございます。

43、44ページをお願いいたします。

2節住宅費補助金につきましては、収入済額1,056万円となっております。

5目消防費国庫補助金1節災害対策費補助金につきましては、収入済額22万円となっております。

6目教育費国庫補助金でございます。1節教育総務費補助金から7節学校保健特別対策事業費補助金まで1億4,421万円の収入済額となっております。

2節小学校費補助金につきましては、収入済額1,278万円となり、うち1,216万円につきましては、吉田小学校講堂天井落下防止対策事業に係ります令和元年度からの繰越明許費でございます。

4節公立学校情報通信ネットワーク環境整備費補助金につきましては、収入済額4,211万円となり、小中学校校内情報通信ネットワーク環境整備事業に係ります令和元年度からの繰越明許費でございます。

45、46ページをお願いいたします。

7節学校保健特別対策事業費補助金につきましては、収入済額585万円となり、収入未済額399万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係ります繰越明許費でございます。

7目1節特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、収入済額7,113万円となり、子供医療費助成事業、道路舗装工事等を実施したところでございます。

なお、収入未済額3,629万円につきましては、排水路整備工事等に係ります繰越明許費でございます。

8目1節農業費補助金につきましては、収入済額8,446万円となり、持続的生産強化対策事業費としまして農業用施設災害復旧に係ります令和元年度からの繰越明許費でございます。

3項委託金につきましては、調定額どおりの収入済額となっております。

次に、17款県支出金でございます。

47、48ページをお願いいたします。

1項県負担金1目総務費県負担金1節総務管理費負担金につきましては、移住支援事業費として45万円の収入済額でございます。

2目民生費県負担金1節保険基盤安定負担金から6節災害救助費負担金まで、5億3,057万円の収入済額となっております。

なお、1節保険基盤安定負担金から5節老人福祉費負担金につきましては、国庫負

担金と同様に、それぞれの費目に対します県負担分の収入でございます。

3目土木費県負担金1節吉田川床上浸水対策緊急特別事業費につきましては、収入済額1億3,791万円となり、高田中央橋整備に係ります令和元年度からの繰越明許費でございます。

2項県補助金でございます。

49、50ページをお願いいたします。

1目総務費補助金につきましては、1節総務管理補助金及び2節電源立地地域対策交付金、収入済額144万円となっております。

2目民生費補助金につきましては、1節社会福祉費補助金から4節母子家庭等対策総合支援事業費補助金まで1億309万円の収入済額となっております。

51、52ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金につきましては、収入済額167万円となっております。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金につきましては、収入済額5,005万円となっております。

53、54ページをお願いいたします。

5目消防費県補助金1節災害対策費補助金につきましては、収入済額7万円となっております。

6目1節教育費県補助金につきましては、収入済額1,452万円となり、令和2年度から開設しました子どもの心のケアハウス事業に係ります補助金でございます。

7目1節市町村振興総合補助金につきましては、収入済額608万円となっております。

8目1節みやぎ環境交付金につきましては447万円の収入済額となり、CO<sub>2</sub>削減対策として、小野小学校体育館照明設備のLED化事業などの補助金でございます。

55、56ページをお願いいたします。

9目災害復旧費県補助金でございます。

1節農地等災害復旧事業費補助金、収入済額1億7,357万円となり、うち1億4,640万円につきましては、農地等災害復旧に係ります令和元年度からの繰越明許費でございます。

10目商工費県補助金1節新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び2節新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金につきましては、収入済額3,520万円となっております。

次に、3項委託金でございます。1目総務費委託金から、57、58ページをお願いいたします、3目教育費委託金まで、収入済額6,421万円となっております。

18款財産収入でございます。

1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入につきましては、収入済額378万円となっております。

2目1節利子及び配当金につきましては、収入済額697万円となり、財政調整基金等の基金利子及び配当金でございます。

59、60ページをお願いいたします。

2項1目不動産売払収入及び2目物品売払収入につきましては、収入済額2億2,201万円となっております。

次に、19款寄附金でございます。1項1目総務費寄附金から4目ふるさと寄附金までとなり、4,542万円の収入済額となっております。

61、62ページをお願いいたします。

20款繰入金でございます。

1項特別会計繰入金につきましては、3財産区特別会計と国民健康保険事業勘定特別会計から1,221万円の収入済額となっております。

2項基金繰入金につきましては、1目財政調整基金から、63、64ページをお願いいたします、5目東日本大震災復興基金繰入金まで8億3,934万円の収入済額となっております。

なお、5目東日本大震災復興基金につきましては、本年3月31日で基金廃止となりましたことから、全額基金繰入金として処理を行ったところでございます。

21款繰越金でございます。繰越金につきましては、前年度からの繰越金10億8,573万円の収入済額でございます。

65、66ページをお願いいたします。

22款諸収入1項1目延滞金につきましては、収入済額50万円となっております。

2項1目1節預金利子につきましては1万円の収入済額で、歳計現金等の利子でございます。

3項貸付金元利収入1目1節民生費貸付金元利収入につきましては、災害援護資金貸付金償還として464万円となり、収入未済額は679万円となっております。

2目1節商工費貸付金元利収入につきましては、中小企業振興資金預託金の償還としまして4,760万円の収入済額でございます。

67、68ページでございます。

4項受託事業収入につきましては、1目農業費受託事業収入1節農地中間管理機構受託事業収入として2万円、2目教育費受託事業収入1節自転車競技場管理受託事業収入として937万円の収入済額でございます。

5項雑入でございます。

1目納付金につきましては、1億589万円の収入済額でございます。

2節給食費納付金につきましては、収入済額1億535万円となり、収入未済額につきましては73万円となっております。

2目1節場外車券売場交付金につきましては、421万円の収入済額でございます。

次に、3目1節雑入につきましては、69、70ページまでとなり、収入済額につきましては1億656万円となり、備考欄記載のとおりでございます。

69、70ページをお願いいたします。

23款町債でございます。

1項1目民生債1節教育福祉施設等整備事業債につきましては、1,360万円の収入済額となっております。

2目農林水産業債1節一般単独事業債につきましては、620万円の収入済額となっております。

3目土木債1節公共事業債につきましては、収入未済額5,440万円となりまして、悟溪寺橋橋梁補修工事施工管理に係ります繰越明許費でございます。

2節一般単独事業債につきましては、4,980万円の収入済額となっております。

71、72ページをお願いいたします。

3節緊急浚渫推進事業債につきましては、1,400万円の収入済額となっております。収入未済額700万円につきましては、河川堆積土砂撤去工事に係る繰越明許費でございます。

4目災害復旧債1節公共土木施設災害復旧債につきましては、収入済額6,620万円となり、うち4,020万円につきましては、道路橋梁補助災害復旧等に係ります令和元年度からの繰越明許費でございます。収入未済額1,960万円につきましては、道路橋梁等災害復旧に係ります繰越明許費でございます。

2節公立学校施設災害復旧債につきましては、収入済額350万円となり、宮床中学校のり面災害復旧に係ります令和元年度からの繰越明許費でございます。

3節農林水産業施設災害復旧債につきましては、収入済額2,420万円となり、農地等小災害復旧事業に係ります令和元年度からの繰越明許費でございます。

6目教育債1節小学校債につきましては、収入済額2,260万円となり、吉田小学校

講堂天井落下防止事業に係ります令和元年度からの繰越明許費でございます。

2節公立学校施設整備事業債につきましては、収入済額4,170万円となり、小中学校校内情報通信ネットワーク環境整備事業に係ります令和元年度からの繰越明許費でございます。

73、74ページをお願いいたします。

7目1節減収補填債につきましては、4,940万円の収入済額となっております。

以上が一般会計の歳入でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

続きまして、歳出でございます。

決算書は75、76ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書は27ページからとなります。併せてご参照をお願いいたします。

1款1項1目議会費につきましては、議会の運営に要するもので、定例会議、随時会議、各常任委員会等の活動に要した経費及び議員、職員の人件費が主な内容でございます。前年度と比較しまして174万8,000円の減額となっております。主には、議員報酬におきまして、令和元年度では欠員1名、辞職1名でございましたが、改選に伴い令和2年度は18名の支給となりましたので、その増額分454万4,000円。減額分につきましては、職員の人件費及び議員期末手当の差引きで約280万円、新型コロナウイルス感染拡大に伴い県外視察研修を中止したことなどにより、旅費が約273万円、下半期分を減額した政務活動費が約142万円となり、それらとの差異でございます。

それでは、1節は議員18名の報酬、2節は事務局職員3名分の給与、3節は議員の期末手当及び職員の各種手当、4節は議員及び職員の共済組合負担金でございます。

以下、各款、科目の2節から4節までの人件費関係につきましては、一般職、特別職の人件費となりますので、以降は説明を省略させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、7節は、年4回発行いたします議会だよりにおきまして掲載したスポーツ少年団からの寄稿文に対しますお礼といたしまして、図書カードを購入したものでございます。

8節につきましては、本議会を含みます各種会議等の出席に要します費用弁償でございます。

9節は議長交際費であり、例年と比較しまして減額となっておりますが、理由につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴います総会など各種案内の減少によるものでございます。

10節は、コピー代、追録代、新聞及び地方議会人の購読料、議会時の生花、改選に伴い配付されております議員章、作業着、防寒着など。さらには、年4回発行しております議会だよりの印刷に要した費用でございます。

11節は、議会だよりの配布及び事務連絡等の郵送代。議員改選に伴います議場のネーム柱の書換えに要しました経費でございます。

12節は、会議録作成業務の委託料でございます。

77、78ページをお願いいたします。

13節は、タブレット端末25台分のリース料、文書共有システム使用料、委員会における請願審査及び要望活動などの際の有料道路通行料でございます。

18節は、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会ほか2協議会への負担金、そして政務調査費の交付金でございます。

続きまして、2款総務費1項1目一般管理費でございます。

説明書につきましては、30ページからとなります。よろしく申し上げます。

一般管理費につきましては、総務全般の管理費のほか、職員研修事業、職員の健康管理、公用車運行管理、行政区設置及び黒川地域行政事務組合負担金等に要した費用でございます。

初めに、1節につきましては、産業医及び総合案内に係ります会計年度任用職員3人分の報酬でございます。

決算書79、80ページをお願いいたします。

7節は、顧問弁護士及び行政区長60人分の報償費と退任区長への記念品、研修の際の講師謝礼等に要した費用でございます。

8節は、職員の研修旅費のほか、総合案内会計年度任用職員、産業医及び行政区長の費用弁償でございます。

9節は、町長交際費でございます。

10節は、事務消耗品、新聞、図書等の購読代のほか、職員の身分証明証の更新等に要した費用、公用車の燃料代、区長会議来客用のお茶代、人事管理上の各種様式の印刷及び公用車の車検整備料でございます。

11節につきましては、電話通信費用、公用車の保険料、職員ボランティア保険料で  
ございます。

12節は、宮城県公平委員会への事務委託のほか、区長配達業務委託、職員研修の委  
託、職員の健康診断業務委託料のほか、損害賠償訴訟に係ります弁護士への委任に要  
した費用でございます。

13節は、公用車の有料道路通行料、出張時の駐車料金、官報検索システム使用料で  
ございます。

18節は、黒川地域行政事務組合への管理運営費の負担金、宮城黒川地方町村会職員  
研修時等の負担金のほか、大和町区長会への活動費の補助でございます。

次に、2目文書広報費でございますが、文書管理、広報広聴に要した費用でござい  
ます。

決算書81、82ページをお願いいたします。

説明書は32ページからとなります。併せてお願いいたします。

文書広報費の1節及び8節は、情報公開審査会並びに個人情報保護審査会の開催に  
係る費用でございます。

7節は、縁結び応援団情報交換会の際の講師謝礼、賞賜金には、広報モニターへの  
謝礼として図書カードの購入をいたしたものでございます。

10節は、コピー料金、大型インクジェットプリンターのインク代、広報「たいわ」  
12か月分の印刷費、例規集の追録代のほか、シンボルタワーの電気代などでございま  
す。

11節は、郵便後納料金、電話料金等の通信料、そしてシンボルタワーの保険料でご  
ざいます。

13節は、印刷機、大型インクジェットプリンター、ファクスの借り上げ料及び例規  
システム利用料でございます。

17節は、資料等の作成用の紙折り機を購入いたしたものでございます。

18節は、社団法人日本広報協会への会費となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

続きまして、3目財政管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、33ページをお願いいたします。そのほか配付資料といたしまして、決算に関する説明の内訳を別冊で配付してございます。あともう一点、交付金の使途に関する説明書の資料も配付させていただいておりますので、委員会審査等の参考にしていただければと存じます。

それでは、1節でございますが、入札参加業者登録時の受付事務補助員として3か月雇用したものでございます。

7節は、入札監視委員会の委員の報償金でございます。

8節は、1節のパートタイム会計年度任用職員の費用弁償でございます。

10節につきましては、コピー代金、事務用品、参考図書等の購入費の消耗品、入札監視委員会開催時のお茶代の食糧費のほか、予算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書の印刷代であります。

12節につきましては、統一的な基準による財務書類等作成及び固定資産台帳更新業務並びに公会計システム保守料でございます。

83ページをお願いいたします。

18節につきましては、地方財務協会への負担金でございます。

24節の積立金につきましては、財政調整基金のほか2つの基金に対しまして利子分を積立したほか、まちづくり基金には、近い将来に予定されている事業のため積立していたものでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

会計管理者兼会計課長吉川裕幸君。

会計管理者兼会計課長（吉川裕幸君）

続きまして、4目会計管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は33ページをお願いいたします。

4目会計管理費は、会計一般管理の費用となっております。

10節は、事務用品のほか、決算書等の印刷製本費でございます。

11節は、口座振替に係ります回線利用料及び公金口座取扱手数料等でございます。

12節は、会計課及び出張所で徴収いたしました公金、納付書等を指定金融機関まで警備輸送いたします業務経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、5目財産管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、34ページをお願いいたします。

財産管理費につきましては、吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センター及び南部コミュニティセンターの施設維持管理に要した経費について支出したものでございます。4施設の利用状況につきましては、成果に関する説明書の34ページをご参照いただきたく存じます。そのほか、庁舎、公用車、普通財産の管理費であります。

まず1節でございます。こちらは吉田コミュニティセンターの事務補助員2名の報酬でございます。

3節は、同センターの事務補助員の期末手当でございます。

7節につきましては、吉田コミセンの隣地公園の除草作業及び鶴巣防災センター巡視員への報償金でございます。

10節は、施設管理費の消耗品代、燃料費、印刷代、光熱水費、施設の修繕料のほか、公用車の燃料及び車検整備代などでございます。

11節は、各施設の電話料金、給水検査料、公用車の車検印紙代、施設の火災保険料及び公用車の自賠責保険等でございます。

85ページをお願いいたします。

各施設の火災保険料のほか、公用車損害保険料及び施設賠償責任保険料でございます。

12節につきましては、吉岡コミセン窓口業務及び消防設備保守点検などの施設管理費のほかに、南部コミュニティセンター等の警備及び清掃等の管理業務、マイクロバス等の運転業務、事故繰越となりました庁舎増築基本設計のほか、普通財産の支障木伐採業務等が主な内容となっております。

13節は、吉岡コミセンの土地借り上げ料、公用車及びAEDのリースのほか、テレビ聴取料等でございます。

14節は、吉田コミセン及び鶴巣防災センターのトイレ改修、庁舎の自動ドア防護柵

設置やフェンス交換のほか、本年2月に発生いたしました福島県沖地震で被害を受けました吉岡コミセン和室天井の修繕工事等を施工してございます。

17節につきましては、机、椅子等の庁用器具のほか、吉田コミセンの冷蔵庫の更新を行っております。

18節は、黒川地域防火管理協議会負担金及び防火管理者講習受講料2名分でございます。

24節は、新たに庁舎建設整備基金を造成いたし、積み立てたものでございます。

26節でございます。こちら、共用車2台の車検に伴う自動車重量税でございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

続きまして、6目企画費でございます。

あわせて、主要な施策の成果に関する説明書につきましては34ページ下段から38ページとなりますので、よろしくお願いいたします。

企画費につきましては、広域行政の推進、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行政管理及び第5次総合計画等の策定事業、地域情報通信基盤整備事業、テレビ共同受信施設の管理、防衛施設周辺整備対策事業、地域活性化事業、町民バス・デマンドタクシー運行事業、高等学校等通学応援事業、移住定住促進事業、ふるさと寄附事業のほか、繰越明許費で実施いたしましたプレミアム付商品券事業に要しました費用でございます。

初めに、1節につきましては、総合計画審議会委員等の報酬でございます。

3節につきましては、各種事業業務に係ります職員の手当でございます。

決算書87、88ページをお願いいたします。

7節につきましては、ふるさと寄附に係ります返礼品代、指定管理者候補者選定委員会外部委員、地域公共交通会議委員、総合計画策定懇談会委員への謝礼、大和町移住定住ガイドブック作成インタビュー取材の際の謝礼でございます。

8節につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償でございます。

10節につきましては、町民バスの修理代、大和町移住定住ガイドブック印刷製本代、各種会議の際のお茶代のほか、事務消耗品等に要しました費用でございます。

11節につきましては、郵便料金、ふるさと寄附に係りますポータルサイトへの掲載料、クレジット決済の手数料、テレビ共同受信施設の共済分担金、町民バス車検手数料及び自賠責保険料。繰越明許費につきましては、プレミアム付商品券の換金振込手数料でございます。

12節につきましては、町民バス・デマンドタクシーの運行業務、大和町第5次総合計画及び大和町第5次国土利用計画等策定関係業務、光ファイバー網保守業務、ふるさと寄附業務でございます。

13節につきましては、会議の際の駐車場使用料、光ファイバー網設置に伴います電力柱、電話柱への添架料及び施設使用料、デマンドタクシー運行管理システム利用料でございます。

14節につきましては、まほろば百選標柱更新設置工事のほか、吉田地区テレビ共同受信施設の自立鋼管柱が令和元年台風19号により被災したことに伴います復旧工事に要した費用でございます。

17節につきましては、町民バス2台のうち1台に非搭載となっております停留所を案内する音声合成装置の購入設置事業のほか、町民バス停留所の標識を3か年で更新することといたしており、その最終年度に当たります令和2年度は12基を更新したものでございます。

18節につきましては、仙台都市圏広域行政推進協議会のほか6団体への負担金。補助金につきましては、ふるさと産品開発協議会、鶴巣地域振興協議会への活動補助、まちづくり推進会として認定しております2団体への補助及び高等学校通学応援事業補助としまして実質85人への補助、並びに大和町移住支援事業補助金としまして1件、子育て世帯等移住定住応援事業としまして4件、子育て支援住宅入居時奨励金としまして11件、子育て支援住宅入居者子育て応援奨励金としまして4件、三世代同居応援事業としまして8件、空き家住宅購入支援事業として2件のほか、空き家家財等片付け支援事業として1件の補助金交付に要した費用でございます。

19節につきましては、繰越明許費によりまして、プレミアム付商品券事業で使用された商品券の換金に要した費用でございます。

24節につきましては、ふるさと寄附金として受けました歳入額のうち、返礼品の調達経費を除きました額をふるさと応援基金へ、防衛施設周辺調整交付金を充当し子供医療費助成事業基金への積立てのほか、基金利子分の積立てでございます。

決算書89、90ページをお願いいたします。

26節公課費につきましては、町民バス3台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして、7目電子計算費でございます。電子計算機の管理運営に要した費用となるものでございます。

説明書は38ページをご覧ください。

まず10節は、電算関係消耗品のほか、トナー、PCカートリッジ等の消耗品に要した経費のほか、サーバー室内のエアコン修繕を行ったものでございます。

11節は、インターネット接続料、データ光通信回線網の通信費用、本庁舎と出先機関との通信代などでございます。

12節は、ソフトウェアライセンスの更新、L G W A Nサーバー機器、公式ホームページシステム、総合電算処理運用支援、自治体情報システム強靱化向上対策などの保守業務及び電算機器システム統合保守、文書管理システムサーバー環境更新業務等の委託料でございます。

13節は、住民基本台帳税システムの大和町総合行政システムや財務会計、人事給与、施設管理などの情報処理と情報管理を行うためのシステムなどの借り上げ料になります。

14節は、サーバー室のバックアップ、空調機器及び監視カメラの設置工事でございます。

18節は、宮城県自治体セキュリティクラウド運用費、宮城県高度情報化推進協議会、宮城県市町村共同電子申請サービス提供業務などの負担金及び地方公共団体情報システム機構への交付金でございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、8目出張所費でございます。杜の丘出張所の運営管理費になります。

8節につきましては、職員の事務連絡に係る旅費になります。

10節につきましては、事務用品やコピー料金になります。

12節につきましては、レジスターの保守点検料になります。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

次に、9目交通対策費につきましては、交通安全に係る各種事業の実施や交通安全思想の啓蒙活動に要した費用であります。

説明書は38ページをお願いいたします。

決算書89、90ページをお願いいたします。

7節につきましては、交通安全指導員22名に対する報償金でございます。

8節は、交通安全指導員の出勤延べ341人分の費用弁償になります。

10節は、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用リーフレット代、交通安全指導員用装備用品、新入学児童用黄色い帽子等の購入に要した費用、交通安全広報車の燃料代等でございます。

91ページ、92ページをお願いいたします。

11節につきましては、交通安全指導員に係ります傷害保険料及び交通安全広報車の保険料でございます。

18節は、黒川地区交通安全推進協議会及び大和町交通安全推進協議会への負担金、町内交通安全協会7支部に対します活動費補助金、後付け安全運転支援装置設置費補助金。設置費補助金につきましては、63件、222万8,000円の支出でございました。

次に、10目無線放送施設管理費につきましては、防災行政無線放送施設の管理運営に要した費用でございます。

説明書は39ページになります。

10節につきましては、防災行政無線施設の電気料及び屋外子局設備パワーアンプ、発電機等の修繕料でございます。

11節は、防災行政無線親卓と黒川消防署に設置しております遠隔操作設備等を結んでおります専用回線使用料、防災行政無線聞き逃し確認ダイヤルに係る電話料金、再免許申請手数料等でございます。

12節は、移動系無線設備車載器の移設、無線局定期点検業務委託、防災行政無線放送施設の年間保守点検業務及び移動系無線設備保守点検業務の委託料でございます。

13節につきましては、防災行政無線長者館山再送信局管理用通路土地借り上げ料でございます。

18節は、防災無線の電波利用料でございます。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。

説明書は39ページ、一番下となります。

男女共同参画社会の形成に向け意識の高揚を図るため、啓発活動等に要した経費でございます。

初めに、1節及び8節につきましては、男女共同参画推進審議会を開催した際の委員報酬及び費用弁償でございます。

7節は、男女共同参画推進講座を開催した際の講師謝礼でございます。

10節は、事務用品及び、決算書93、94ページをご覧ください、男女共同参画推進審議会の際のお茶代でございます。

続きまして、12目消費者行政推進事業費でございます。

説明書は40ページとなります。

消費者行政推進事業費は、賢い消費者となるための講座開催や啓発事業のほか、消費生活相談員を配置し、消費生活に係る相談の迅速かつ適切な処理を図るために要した経費でございます。

1節及び8節は、週1回、消費生活相談員に来ていただいておりますが、その方の報酬、費用弁償でございます。

7節は、消費生活講座の際の講師謝礼。

10節は、消費生活啓発用品、講師の方へのお茶代及び啓発用のリーフレットを作成した経費でございます。

18節は、宮城県市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

続きまして、13目諸費の総務課分でございますが、防犯対策表彰式に要した経費、

人権相談、行政相談の開催並びに社会を明るくする運動、結婚相談支援等に要した経費でございます。

初めに、7節は、町政功労者表彰式記念品及び功労賞の購入、表彰式の司会者への謝礼、結婚相談アドバイザーへの謝礼、結婚支援事業成功者への記念品でございます。

10節は、表彰式、人権啓発、社会を明るくする運動の啓発用品の購入及び町内に配置しております防犯カメラの電気代に要した経費でございます。

11節は、結婚相談支援事業、表彰式に要した郵便料金、全国町村会総合賠償補償保険料等でございます。

12節は、縁結び応援事業の委託料でございます。

決算書95、96ページをお願いいたします。

一番上の施設・備品管理委託につきましては、防犯カメラの点検の委託料でございます。

14節は、吉岡地区に設置した防犯カメラ2基の設置工事代でございます。

18節負担金は、山岳遭難防止対策協議会大和支部のほか8団体への負担金と大和町防犯協会への補助金でございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

午前 11時58分 休憩

午後 0時59分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

では、午後の部もよろしくお願いいたします。

それでは、決算書の95ページをお願いいたします。

2款1項13目諸費のうち、財政課分につきましてご説明させていただきます。

また、主要な施策の成果に関する説明書につきましては、42ページをお願いいたします。

初めに、13節の使用料及び賃借料でございますが、土地借上料につきましては、宮床基幹集落センター前の宮床地区駐車場の用地の借り上げ料でございます。

1つ飛びまして、18節は、補助金のうち823万8,176円が財政課分でございます、3財産区の特別会計から一般会計に繰入れを受けまして、地域団体への助成を行ったもののほか、もみじヶ丘二丁目会館のトイレ改修の助成でございます。

財政課分は以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく町民生活課分でございます。

決算書93、94ページをお願いいたします。

自衛官募集事務費でございます。

8節につきましては、自衛隊家族会連絡協議会の研修旅費ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から研修会が中止になったもので、支出がございませんでした。

10節につきましては、コピー代と事務用消耗品のほか、重点市町村に指定されたことによりますPR用ノベルティグッズ代になります。

11節につきましては、郵便料金です。

18節につきましては、自衛隊家族会への補助金となります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

同じく諸費の都市建設課所管分についてご説明申し上げます。

防犯灯の維持管理、設置に係る費用でございます。

決算書93、94ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては、40ページ中段をお願いいたします。

10節につきましては、防犯灯に係る光熱費及び修繕料で、防犯灯数2,501灯分の電気料並びに機器の不具合等により故障した防犯灯40灯の修繕に要した費用でございます。

続きまして、決算書95、96ページをお願いいたします。

14節は、地区区長さん等からの要望により新設いたしました11灯の防犯灯に要した費用でございます。新設した防犯灯は、電柱共架によるものが10灯、専用ポールによるものが1灯でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

続きまして、14目特別定額給付金給付事業費でございます。

成果に関する説明資料は42ページとなります。よろしくお願ひします。

初めに、1節及び8節は、給付事務の補助に当たります会計年度任用職員の報酬及び費用弁償でございます。

3節は、給付事業に従事する職員の時間外勤務手当。

10節は、事務用品、コピー代でございます。

11節は、申請書等の郵便料。

12節は、特別定額給付金申請書の作成業務及び支援システムの導入に係ります委託料でございます。

18節は、申請のありました方への給付金でございます。今回のこの定額給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に留意しつつ家計への支援を行うため、給付金として住民基本台帳記載の住民2万8,388人へ10万円、1人当たり10万円を給付したものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（高平聡雄君）

税務課長小野政則君。

税務課長兼徴収対策室長（小野政則君）

続きまして、2項徴税費でございます。

説明書につきましては、42ページから47ページになります。また、令和2年度の町税の課税状況につきましては21ページから26ページに記載しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

1目税務総務費につきましては、税務事務一般に要した費用でございます。

1節と次のページ、97ページ、98ページに記載されております8節につきましては、総務課所管となります固定資産評価審査委員会に係る費用となりますが、令和2年度では審査案件がなかったため、執行残となったものでございます。

10節につきましては、消耗品費としまして、コピー代や参考図書購入、追録代及び証明書用紙等の印刷製本に要した費用でございます。

13節につきましては、固定資産評価審査委員会の研修時の高速道路使用料となりますが、研修が行われなかったため執行残となったものです。

18節につきましては、仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産評価システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でありまして、補助金につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会及び仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。賦課徴収費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務、土地家屋の評価業務及び徴収業務に要した費用でございます。

1節、2節、3節、4節及び8節につきましては、収納の事務委託員1名、申告事務における事務補助員5名に係ります報酬、給料、期末手当、通勤手当及び社会保険料でございます。

7節は、賞賜金といたしまして、納税に関するポスターコンクール応募者への記念品及び公売動産の査定謝礼。報奨金は、納税貯蓄組合70組合に対します完納報奨金でございます。

次に、決算書99ページ、100ページをお願いいたします。

10節は、町民税、固定資産税、軽自動車税の納税通知書等の印刷及び徴収業務に係ります督促状の印刷代、並びに公用車の整備代及び燃料費や事務用品に要した費用でございます。

11節につきましては、還付通知用のはがき代、コンビニ、クレジット収納、口座振

替等に要する手数料、不動産登記簿発行手数料及び公用車の損害保険料でございます。

12節は、町税等基幹システム税制改正、軽自動車税納税通知書発送業務及び固定資産税に係る土地評価標準地下落修正業務、評価替えに向けた固定資産税評価支援業務及び徴収業務に係る滞納管理システムの保守委託に要した費用でございます。

13節は、機械借上料としまして、確定申告支援システムの更新、固定資産管理及び家屋評価システムの借り上げ。システム利用料としましては、滞納管理システム及び地方税電子申告支援サービス、e L T A X対応国税連携システムサービスに係る利用料並びに有料道路通行料、駐車場使用料に要した費用でございます。

18節につきましては、電子申告に係る負担金でございます。

22節につきましては、個人及び法人町民税、固定資産税等の税額の修正によります還付金及び還付加算金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費です。

成果に関する説明書は47ページをお開きください。

決算書101、102ページをお願いいたします。

10節につきましては、事務用品、参考図書、コピー代、各申請書・証明書の印刷代になります。

11節につきましては、電話料、郵便代、コンビニ交付試験運転に係る手数料になります。

12節につきましては、デジタル手続法の改正に伴います住民記録及び戸籍システムの番号制度連携対応業務の委託料、戸籍システム、レジスター、マイナンバーカード裏面プリンターの保守点検料になります。

13節につきましては、戸籍システム、マイナンバーカード裏面プリンターの借り上げ料になります。

17節につきましては、マイナンバーカード申請の補助を行うためのマイナ・アシスト等の購入代となります。

18節につきましては、県戸籍住基事務協議会への負担金、コンビニ交付に係る運営

負担金、マイナンバーカード関連事務に係る J-L I S への交付金になります。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

続きまして、4項選挙費でございます。選挙管理委員会の開催、選挙啓発及び各種選挙に要する費用となりますが、令和2年度は選挙執行がない年でございます。

説明書は49ページとなります。

初めに、1目選挙管理委員会費でございます。

1節及び8節は、委員4人の報酬及び費用弁償。

10節は、選挙関係の参考図書代でございます。

103ページ、104ページをお願いします。

12節は、投票管理システムの保守料。

17節は、選挙管理用として、ラベルプリンターを購入したものでございます。

次に、2目選挙啓発費でございます。選挙についての啓発といたしまして、選挙ポスターコンクールを実施したものでございます。

7節は、選挙啓発用のポスターコンクール参加者への記念品代でございます。

8節及び13節は、明るい選挙啓発大会参加に係る経費でございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大会が中止となったもので、不用額となったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 (江本篤夫君)

続きまして、5項1目統計調査費でございます。

成果に関する説明書につきましては、引き続き49ページでございます。

令和2年度は、毎年実施される工業統計調査、5年ごとに実施されます国勢調査等に要しました経費と、令和3年度に実施されます経済センサスの基礎調査に要しまし

た費用でございます。

1節につきましては、工業統計調査及び国勢調査の調査員、指導員に係ります報酬でございます。

2節につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給与でございます。

3節につきましては、各統計調査事務に従事した職員の時間外勤務手当等でございます。

4節につきましては、会計年度任用職員の社会保険料でございます。

7節につきましては、国勢調査におきます協力団体への記念品代に要した費用でございます。

8節につきましては、各統計調査員及び指導員の費用弁償でございます。

10節につきましては、事務消耗品のほか、調査実施に当たり各調査員に配付する事務用品。食糧費につきましては、調査員を対象とした説明会の際のお茶代。印刷製本費は、経済センサス活動調査提出用封筒印刷代に要した費用でございます。

11節につきましては、郵便料及び調査員通信費でございます。

決算書105、106ページをお願いいたします。

12節につきましては、国勢調査での町内高齢者福祉施設関係団体への実地調査業務に要しました費用でございます。

18節につきましては、県統計協会への負担金及び大和町統計調査員協議会への運営事業費補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

続きまして、6項1目監査委員費でございます。監査委員費につきましては、監査委員2名、職員1名の人件費及び各種会計の監査等に要します経費でございます。監査におきましては、毎月の例月出納検査、随時監査、定期監査、各種会計の決算審査、財政援助団体等の監査及び審査を実施しております。

それでは、1節及び8節は、監査委員2名分の報酬、費用弁償などの旅費でございます。

10節は、参考図書及び事務用品などの事務用消耗品、監査及び審査時におきますお

茶代等でございます。

18節は、宮城黒川地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等への支援、生活保護等事務費及び国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出し等に要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は50ページになりますので、併せてご参照をお願いいたします。

1節につきましては、会計年度任用職員の報酬でございます。

107ページ、108ページをお願いいたします。

中段、7節につきましては、地域福祉計画推進協議会委員への謝礼でございます。

8節につきましては、会計年度任用職員分の費用弁償でございます。

10節の消耗品につきましては、事務用品及びコピー代に要した費用でございます。燃料費につきましては、公用車の燃料代でございます。修繕につきましては、公用車の車検整備代でございます。

11節につきましては、電話料金でございます。手数料につきましては、公用車の車検手数料でございます。あと、自動車損害保険につきましては、公用車の損害保険並びに車検時の自賠責保険料でございます。

12節につきましては、セラピー広場の管理業務委託及び引取り手のない死亡者の火葬業務委託料でございます。

18節につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティアセンターへの補助金でございます。

19節につきましては、火事見舞金としての災害一時扶助、浮浪者の一時扶助に要しました費用でございます。

24節につきましては、長寿社会対策としての基金利子分の積立てでございます。

26節につきましては、公用車の車検時に要しました自動車重量税でございます。

27節につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金でございます。

109ページ、111ページをお願いいたします。

2目老人福祉費でございます。

主要な施策に関する説明書につきましては51ページとなりますので、よろしくお願  
いいたします。

老人福祉費につきましては、生き生きサロン事業、老人クラブ活動事業、シルバー  
人材センターへの支援事業、敬老事業、高齢者への生活支援事業、老人保護措置事業、  
高齢者タクシー助成事業等に要した費用でございます。

7節につきましては、コロナ禍によります各地区敬老会の開催中止に伴い、敬老対  
象者に対してお祝い品を購入し進呈した経費。満100歳の方々及び敬老者への記念品  
代でございます。

10節につきましては、消耗品はコピー料金等であり、食糧費は敬老事業の行政区長  
への説明時のお茶代でございます。印刷製本費は、敬老者名簿、高齢者タクシー利用  
助成券の印刷代でございます。

11節につきましては、敬老者に対し、コロナ禍による敬老会中止のお知らせの通知  
の通信運搬費及び敬老祝い金の口座振込手数料でございます。

12節につきましては、在宅高齢者等を対象としました寝具乾燥消毒サービス事業、  
軽度生活支援事業等に要した委託料でございます。

18節につきましては、負担金としまして、宮城県シルバー人材センターへの賛助会  
費、黒川行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会費の負担金でございます。補助  
金としましては、町内53地区の実施になりますとなりぐみ生き生きサロン事業への補  
助金及び大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、老人クラブ、老人クラブ連  
合会への助成金でございます。

19節につきましては、80歳以上の方への敬老祝い金及び満100歳の方に対する特別  
敬老祝い金、介護用品購入助成費用、養護老人ホーム等の入所者7名分の保護措置費  
用、高齢者タクシーの利用助成費でございます。

22節につきましては、令和元年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業補助金及  
び低所得者保険料軽減負担金の確定による償還金でございます。

27節につきましては、介護保険事業勘定特別会計への町の介護給付費と特定負担分  
及び人件費を繰り出したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、3目国民年金費です。国民年金に係る進達事務等に要しました経費でございます。

決算書111、112ページをお開きください。

成果に関する説明書は52、53ページをご覧ください。

10節につきましては、事務用品、コピー代、参考図書代となります。

11節につきましては、電話料及び郵便料金になります。

22節につきましては、令和元年度の年金生活者支援給付金支給業務に係る交付金の返還金になります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

続きまして、4目障害福祉費でございます。

説明書につきましては、53ページ以降をご参照願いたいと思います。

障害福祉費につきましては、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害児及び障害者への給付、障害者交通費助成などに要しました費用でございます。

1節は、聴覚障害者の窓口での手続、相談時の手話通訳者、障害者の手続全般に係ります相談員、福祉タクシー事業等の事務補助員及び保育所等を巡回し指導助言を行います公認心理士等のパートタイム会計年度任用職員に要したものでございます。

7節は、身体障害者及び知的障害者の相談員、障害者福祉計画推進協議会委員、障害者支援区分認定調査委員、巡回支援相談員等への謝金でございます。

8節は、会計年度任用職員等の費用弁償でございます。

10節は、コピー代、参考図書、事務消耗品等の消耗品、会議時のお茶代、障害福祉サービスガイドブック及び福祉タクシー助成券などの印刷に要したものでございます。

11節は、通信運搬費としての郵便料金、及び手数料として主治医意見書作成及び判定手数料、国保連合会への介護給付費請求の審査支払い手数料などに要した費用でござ

ございます。

12節は、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定業務、障害福祉システムの保守及び改修業務、障害者等基幹機能型相談支援事業、意思疎通支援、移動支援、訪問入浴、日中一時支援事業、緊急時支援体制整備事業、地域活動支援センター運営業務などに要しました委託料でございます。

13節は、障害支援認定調査時の有料道路通行料及び障害福祉サービスシステムの借り上げ料でございます。

113、114ページをお願いいたします。

18節でございます。黒川地域行政事務組合への障害者区分認定審査会の負担金、補助金といたしまして、町手をつなぐ育成会への運営費の補助、あわせて、運転免許取得への助成金でございます。

19節は、障害児及び障害者への日常生活用具、更生医療、補装具、在宅酸素濃縮器利用助成、居宅介護やショートステイ、グループホーム入所・通所並びに放課後デイサービス、福祉タクシー助成等に要しました費用でございます。

22節は、令和元年度分の障害者扶助費の国・県補助金の確定に伴います償還金でございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては57ページとなりますので、よろしくをお願いいたします。

ひだまりの丘管理費につきましては、保健福祉総合センターの維持管理等に要した費用でございます。

初めに、10節につきましては、センター内の蛍光灯、事務用品等の購入費でございます。燃料費、光熱費につきましては、センターの維持管理に要しましたA重油の燃料、電気及び水道料金の費用でございます。修繕料につきましては、センター敷地内の駐車場止め、インターロッキング、施設内給湯器、消防用設備等の修繕に要した費用でございます。

11節につきましては、電話料金、受水槽の水質検査に関わる手数料及びセンター火災保険に要した費用でございます。

12節につきましては、公園植栽剪定並びに除草業務、総合案内、警備業務、機械設備保守点検等の施設管理委託料でございます。

13節につきましては、センター内にあります食堂の業務用食器洗浄機の借り上げ料及びテレビの聴取料でございます。

115ページ、116ページをお願いいたします。

14節につきましては、センター内の自動制御用温度指示調整機器、空調、給湯設備機器、吸収冷温水機の部品交換工事によります経費でございます。

17節につきましては、10節から科目流用いたしまして、新型コロナ禍対策用として、顔認証型AIサーモカメラを購入したものでございます。

18節につきましては、黒川地区防火管理協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費になります。

主要な施策の成果に関する説明書は57ページになります。

18節につきましては、県後期高齢者医療広域連合への町負担金になります。

27節につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金になります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。

成果に関する説明書は57ページから59ページをご参照願います。

児童福祉総務費につきましては、特別児童扶養手当等の事務費、あんしん子育て医

療費助成事業、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業、子ども・子育て支援対策事業、心身障害者医療費助成事業、幼稚園就園奨励・教育振興事業、児童支援センター事業、新生児臨時特別給付金事業に要した経費でございます。

1節は、パートタイム会計年度任用職員として、あんしん子育て医療費助成事務補助員、心身障害者医療費助成事務補助員、子育て支援課事務補助員、生活家庭相談員に要した経費でございます。

決算書117ページ、118ページをお願いいたします。

7節は、未就学児童向けのことばの教室の指導者への謝金でございます。

8節は、会計年度任用職員の費用弁償でございます。

10節は、コピー代、図書購入、事務用消耗品購入代、公用車の燃料費、要保護実務者会議の際のお茶代、医療費受給者証、子育て情報誌の印刷代、児童遊園の水道等の光熱水費、児童遊園の遊具塗装等の修繕料でございます。

11節は、あんしん子育て医療費助成事務及び児童手当、心身医療事務に係る郵便料、児童支援センターの電話代、児童遊園の水道開栓手数料、公用車の損害保険料等でございます。

12節は、児童支援センター運営業務委託及びあんしん子育て医療の給付、未熟児医療給付の審査及び支払い事務の委託、児童支援センターのエアコン等の清掃に要した費用、子育て支援施設長寿命化計画策定業務委託、さらに児童遊園の遊具点検、除草作業等施設管理に係る業務の委託に要したものでございます。

13節は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務に係りますシステム機器賃借料、児童福祉担当者の研修会及び会議の際の有料道路通行料及び駐車場使用料でございます。

18節は、子育て支援サークル・団体への補助、私立幼稚園教育振興、副食材料費徴収金補足給付補助を行ったものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和2年4月28日以降にお生まれになったお子様への臨時特別的な給付措置として、新生児臨時特別給付金10万円を交付したものでございます。

19節は、あんしん子育て医療費、心身障害者医療費、未熟児養育医療費の助成でございます。

22節は、令和元年度分未熟児養育医療費補助金の精算でございます。

続きまして、2目児童措置費でございます。

成果に関する説明書59ページをご参照願います。

児童措置費のうち、子育て支援課所管分につきましてご説明を申し上げます。

児童措置費につきましては、児童手当支給事業、ひとり親家庭等子育て臨時特別給付金事業に要した経費でございます。児童手当支給事業につきましては、ゼロ歳から15歳までの子供を養育している父母等で4,041人への児童手当支給に要した経費でございます。ひとり親家庭等子育て臨時特別給付金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策により、独り親家庭等の生活安定のために児童1人当たり2万円の臨時特別給付金を実施したものでございます。

1節は、児童手当支給事務補助としての会計年度任用職員に要したものでございます。

決算書119ページ、120ページをお願いいたします。

8節は、会計年度任用職員の費用弁償でございます。

10節は、事務用消耗品購入代、児童手当現況届等の印刷製本代などでございます。

11節は、児童手当現況届の通知等の郵便料金、ひとり親家庭等子育て臨時特別給付金支給に係る口座振替の手数料でございます。

12節は、児童手当法施行規則の改正等に対応するため、システムの改修費用に要したものでございます。

13節は、児童手当のシステムの賃借料でございます。

18節につきましてはひとり親家庭等子育て臨時特別給付金で、対象者287人に支給したものでございます。

19節につきましては、児童手当、特例給付の支給費でございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

同じく町民生活課分でございます。

10節につきましては、お誕生お祝いメッセージカードの台紙代等になります。

19節につきましては、第3子以降育児応援祝金事業になります。出産祝い金10万円を42名へ、小学校入学祝い金5万円を41人へ、中学校入学祝い金5万円を30名へ支給したものでございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

続きまして、3目母子福祉費でございます。

成果に関する説明書59ページをご参照願います。

母子福祉費につきましては、母子・父子家庭医療費助成事業、母子福祉対策事業に要した経費でございます。

10節は、コピー代、事務用消耗品購入代、受給者証等の印刷代でございます。

11節は、受給者証等の郵送に係る経費でございます。

18節は、大和町母子福祉会への助成でございます。

19節は母子・父子家庭医療費助成で、受給者303名への助成でございます。

説明書121ページ、122ページをお願いいたします。

続きまして、4目保育所費でございます。

成果に関する説明書59ページから61ページをご参照願います。

保育所費につきましては、病後児保育施設の建設、私立幼稚園から認定こども園へ移行するための工事への補助、もみじヶ丘保育所管理運営及び私立認可保育園の菜の花、大和すぎのこ、杜の丘、すみれの花の各保育園への運営委託、及び特別保育であります一時預かり事業、延長保育等事業等、新型コロナウイルス感染症の緊急包括支援事業に要した経費でございます。

1節は、もみじヶ丘保育所の嘱託医、小児科医及び歯科医師への報酬。パートタイム会計年度任用職員、保育士、用務員に係るものでございます。

7節は、もみじヶ丘保育所の退所児童への記念品、運動会時の賞品等に要したもの、保育所入所選考委員会委員への報償費でございます。

8節は、パートタイム会計年度職員の費用弁償、保育所職員の研修等の旅費でございます。

10節は、コピー代、事務用消耗品の購入代、ガス代、灯油代、来客用のお茶代、保育所入所通知書等の印刷代、電気料、水道料、施設の小破修繕料、給食の賄い材料購入に要した経費でございます。

11節は、もみじヶ丘保育所の電話料、郵便料、クリーニング代、エアコン・ヒーター等の施設の点検、保育料の口座振替に係る手数料、火災保険料でございます。

決算書123ページ、124ページをお願いいたします。

12節は、菜の花保育園、大和すぎのこ保育園、杜の丘保育園、すみれの花保育園等の運営委託費、もみじヶ丘保育所の給食調理業務、清掃業務、消防施設の点検、警備業務、保育無償化に対する子ども・子育てシステムの保守業務、令和3年4月にスタートいたしました病後児保育施設、保育施設に係る建設工事の施工管理等の業務、開所準備作業に当たる保育士等の委託経費でございます。

13節は、もみじヶ丘保育所のAED及び印刷機のリース料、清掃用具のレンタル料、子ども・子育て支援システムの賃借料でございます。

14節は、もみじヶ丘保育所の高圧気中開閉器等の交換工事、病後児保育室の新築工事、外構工事、施設標識設置工事に要した経費でございます。

17節は、もみじヶ丘保育所等で新型コロナウイルス感染症対策での玩具殺菌乾燥保管庫、低濃度オゾン発生装置などの備品購入、病後児保育施設への事務用備品、防犯カメラ、遊具、電化製品等でございます。一部新型コロナウイルス感染症の拡大を受け納期が遅れたため、翌年度に繰越しをいたしております。

18節は、小規模保育事業、事業所内保育事業への給付負担金、幼児教育保育の無償化に伴う認可外保育施設利用者への給付金及び各種協議会・研修会に係る負担金。補助金につきましては、認定こども園へ移行する私立幼稚園に対し工事費の補助、認可外保育施設や企業主導型保育事業を利用した保護者に対し利用料の補助を行ったもの、一時預かり及び延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点事業などに係る運営費の一部を私立保育園へ補助いたしましたものでございます。また、私立保育園等に、新型コロナウイルス対策での消毒液などの衛生用品、備品購入に補助金を交付したものでございます。

22節は、令和元年度子ども・子育て支援交付金事業及び保育所運営費の精算確定によります国・県への補助金の返還金でございます。

続きまして、5目児童館費でございます。

成果に関する説明書は62ページをご参照願います。

児童館費につきましては、7児童館の管理運営事業に要しました経費と、放課後児童クラブ事業に要した経費でございます。

1節は、7児童館の児童館運営協議会委員の報酬、パートタイム会計年度任用職員に係る経費でございます。

7節は、各児童館の特別開館時における行事等の講師謝金でございます。

決算書125ページ、126ページをお願いいたします。

8節は、運営委員会委員、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償、児童館職員

の研修の旅費などがございます。

10節は、消耗品購入代、ガス代、灯油代、来客用のお茶代、電気料、水道料、施設の  
小破修繕に要した経費でございます。

11節は、電話料、郵便料、検便手数料、施設の火災保険料、施設賠償責任保険料で  
ございます。

12節は、吉岡児童館及びよしおか放課後児童クラブ、もみじヶ丘児童館、杜の丘児  
童館の運営業務、エアコン点検清掃業務、自動ドアの点検、床暖房システムの点検、  
樹木剪定伐採業務、各児童館の消防施設点検、警備業務、新型コロナウイルスの影響  
による学校休校に伴う臨時運営業務、感染確認に伴う館内の消毒作業等の業務委託で  
ございます。

13節は、各児童館のAED及び印刷機及び清掃用品のリース料でございます。

17節は、よしおか放課後児童クラブのFF式暖房機、宮床児童館に暖房器具、吉田  
児童館に音響設備、鶴巣児童館に洗濯機、落合児童館に掃除機等を購入に要した経費  
でございます。

18節は、県児童館連絡協議会、防火管理者協議会の負担金。補助金につきましては、  
民営の放課後児童クラブへのキャリアアップ処遇改善補助と、児童館母親クラブに対  
するものでございます。

続きまして、6目子育て世帯臨時特別給付金給付事業でございます。

成果に関する説明書は62ページをご参照願います。

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、児童手当を受給している世帯に対し  
て、児童1人当たり、国からの臨時特別給付金に町が独自で1万円を上乗せして支給  
したものでございます。

1節はパートタイム会計年度任用職員に係る経費、8節はパートタイム会計任用職  
員の費用弁償、10節は用紙代と封筒印刷代でございます。

決算書127ページ、128ページをお願いいたします。

11節は、通知に係る郵送料と口座振込の手数料でございます。

12節は、給付金対応のシステム導入の業務委託料でございます。

18節は、対象者2,503名の子育て世帯臨時特別給付金を交付したものでございます。  
以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

続きまして、4款衛生費でございます。1項1目保健衛生費でございます。

成果に関する説明書につきましては、63ページ以降を併せてご覧いただきたいと思  
います。

保健衛生総務費につきましては、母子保健、乳幼児各種健診、出産祝い品贈呈、栄  
養改善、健康づくり推進、自殺対策及び黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業  
への出資繰出金、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰り出しに要しました費用でござ  
います。

1節でございます。食育推進会議委員及び乳幼児健診、育児相談、妊産婦・新生児  
訪問指導等に係りました会計年度任用職員としての保健師、看護師等の専門職への報  
酬でございます。

7節は、保健推進委員、健康たいわ21推進委員への報償金、各種健診時の医師・心  
理相談員・助産師への謝礼、献血協力者への記念品、出産祝い品贈呈事業として絵本  
とバッグの購入に要しました費用でございます。

129ページ、130ページをお願いいたします。

8節は、会計年度任用職員及び食育推進会議、健康たいわ21推進委員会開催時の費  
用弁償でございます。

10節は、健康づくり推進事業、母子健康手帳交付、乳幼児健診及び各種健診時の消  
耗品、封筒などの印刷、公用車3台の燃料費でございます。

11節は、保健師等が訪問時に使用いたします携帯電話の料金、公用車の損害保険料  
及び車検手数料のほか、各種健診時に使用いたしましたシーツなどのクリーニングに  
要しました費用でございます。

12節は、休日の在宅当番医制度事業、健康管理システム改修、妊婦及び乳幼児の健  
診、訪問指導、幼児健診時の聴覚検査、電子母子健康手帳運用保守などに要しました  
費用でございます。

13節は、健康管理システムの端末及びシステムの借り上げ料、乳幼児等のケア会議  
開催時に使用いたしました高速道路の通行料、駐車場使用料でございます。

17節は、乳幼児健診時等に使用いたしますサーキュレーター及び知能検査機器の購  
入及び公用車更新に要しました費用でございます。

18節でございます。黒川地域行政事務組合の黒川病院及び黒川浄斎場の負担金のほ  
か、各種医療対策委員会等への負担金でございます。補助金につきましては、保健推

進委員会及び食生活改善推進委員会への運営補助金でございます。

19節は、里帰り等妊婦健康診査助成及び特定不妊治療費助成に要しました費用でございます。

23節は、上水道事業への出資金。

26節は、公用車の自動車重量税。

27節は、水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

成果に関する説明書は70ページ以降になります。よろしく願いいたします。

予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の予防、各種予防接種、健康診査、各種がん検診のほか、健康教育、健康相談、健康づくりモデル事業に要しました費用でございます。

決算書131、132ページをお願いいたします。

1節は、健診準備、各種予防接種、健診、健康教育、新型コロナウイルスワクチン接種準備などでの保健師、看護師、栄養士等の会計年度任用職員報酬でございます。

7節は、地区健康づくり事業の講師謝礼及び予防接種健康被害調査委員等への謝礼に要しました費用でございます。

8節は、会計年度任用職員への費用弁償でございます。

10節は、各種健診及び地区健康づくり事業等に要しました事務用品等の消耗品、医薬材料等の購入、各種健診の封筒及び健診票、申込書、クーポン、新型コロナウイルス感染症予防チラシ、同じくワクチン接種のお知らせ等の印刷に要しました費用でございます。

11節は、各種健診等の受診票及び結果表、さらに予防接種等の郵送、新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターに要しました費用でございます。

12節は、予防接種法に基づきます各種予防接種、健康増進法に基づきます基本健診、各種がん検診及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務等に要しました委託料でございます。

13節は、職員の研修会参加時の駐車場使用に要しました費用でございます。

17節は、新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター開設のための椅子、テーブルを購入したものでございます。

19節は、里帰り予防接種、医療用ウィッグ、乳房補正具及び令和2年度より実施いたしました子供インフルエンザワクチン予防接種への費用助成に要したものでございます。

22節は、令和元年分の感染症予防事業費国庫負担金の確定に伴います償還金でございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、3目環境衛生費です。

町民生活課分です。環境美化の推進、ごみの不法投棄防止、公衆衛生活動、環境計画推進、公害対策、狂犬病予防、環境マネジメントの推進の事業に要した費用でございます。

決算書133、134ページをお願いいたします。

成果に関する説明書は74ページから75ページをご参照ください。

7節につきましては、大和インター周辺の花壇整備の作業賃金及び環境美化推進員への謝金になります。

8節につきましては、環衛連組合の研修会がコロナウイルス感染症予防対策のため実施されませんでしたので、町民生活課所管分の支出はございませんでした。

10節につきましては、事務用品等消耗品代、コピー代、防疫薬剤、狂犬病予防注射済みシール代、公用車ガソリン代、臨時粗大ごみ回収周知用チラシ代のほか、防疫機器の修繕費等になります。

11節につきましては、電話料のほか、空き地除草通知の通信費、公用車の保険料になります。

12節につきましては、臨時粗大ごみ運搬処理、不法投棄ごみ処理、不法投棄監視パトロール及び撤去作業、機密文書処理及び紙リサイクル処理、河川水質検査、狂犬病予防注射等に係る業務委託費になります。

13節につきましては、狂犬病予防注射時の会場借り上げ料になります。

18節につきましては、町環境衛生組合連合会と黒川食品衛生協会大和支部への補助金及びみやぎグリーン購入ネットワークへの負担金になります。

以上が町民生活課分です。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

続きまして、まちづくり政策課所管分の環境計画推進事業に関します費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、74ページの最上段部になってございます。

1節につきましては、環境審議会を1回開催した際の委員報酬でございます。

8節につきましては、環境審議会開催の際の委員費用弁償でございます。

10節につきましては、食糧費5,461円のうち1,820円分が審議会開催時の飲物代となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、2項1目廃棄物処理費になります。一般廃棄物処理事業、資源回収奨励事業、環境美化施設整備補助、宮床山田埋立場の維持管理、災害廃棄物処理に要した費用になります。

成果に関する説明書は76ページから77ページをご参照願います。

1節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員報酬になります。

決算書135、136ページをお願いいたします。

7節につきましては、ストックヤードの雑草刈り払い等賃金及び38団体に対する資源回収奨励金になります。

8節につきましては、審議会委員の費用弁償になります。

10節につきましては、ごみ分別収集コンテナ代、ごみ集積所看板代、ごみ収集計画表、納入通知書等の印刷代、ストックヤードの修理代になります。

11節につきましては、ストックヤードの蜂の巣駆除代、コンテナ保管庫の火災保険料等になります。

12節につきましては、一般廃棄物収集運搬業務、動物死骸回収業務、災害廃棄物運搬処理業務等の委託料になります。

13節につきましては、災害廃棄物仮置場の重機や敷鉄板の借り上げ料及び災害廃棄物処理施設視察時の高速道路の通行料になります。

18節につきましては、黒川地域行政事務組合のし尿処理、ごみ処理、最終処分場の運営経費、2地区4クリーンステーション整備の補助金になります。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午後2時15分とします。

午後2時02分 休憩

午後2時14分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

決算書135ページ、136ページの下段からでございます。

5款1項1目農業委員会費でございます。

成果に関する説明書につきましては、78ページから79ページでございます。併せてご参照をお願いいたします。

農業委員会活動及び農業者年金受託事務事業に要した経費でございます。

1節につきましては、農業委員10名、農地利用最適化推進委員14名の報償でございます。

137ページ、138ページをお願いいたします。

7節は、農業委員等の改選に伴います外部評価委員の報償でございます。

8節につきましては、農業委員会等の総会及び総会案件の現地調査の際の費用弁償でございます。

9節は、農業委員会会長交際費でございます。

10節、消耗品は、コピー代ほか事務消耗品代。印刷製本費は、農業委員会だより、農地転用等の申請書の印刷代でございます。

11節は、郵便料金でございます。

12節は、農地台帳システム保守点検料でございます。

13節は、農業委員等の移動研修の際のバス借り上げ料でございますが、コロナ禍により執行しなかったものでございます。

18節は、宮城県農業会議、仙台地方及び黒川地域連合農業委員会への負担金でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

続きまして、2目農業総務費のうち財政課分についてご説明申し上げます。

財政課が所管しております町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田ふるさとセンター及び落合ふれあいセンターの施設管理運営に要した費用でございます。

事業の概要につきましては、説明書の79ページをお願いいたします。

主な支出でございますが、10節需用費につきましては、各施設の管理用消耗品代のほか、電気料、水道料金等の光熱水費及び施設の設備、備品等の修繕料でございます。

11節は、電話料、施設の火災保険料及び賠償損害保険であります。

12節は、町民研修センター窓口及び巡視業務、清掃業務、床暖房保守点検及び施設管理業務、消防設備点検及び浄化槽維持管理清掃業務等であります。

13節は、AEDリース料、NHK受信料などあります。

14節は、落合ふるさとセンターの屋根、外壁塗装及び宮床基幹集落センターの屋根塗装工事のほか、町民研修センターのカーテン取付け及び防水工事等あります。

17節は、宮床基幹集落センターの灯油保管用ホームタンクの老朽化に伴います新規購入でございます。

財政課分は以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、2目農業総務費のうち農林振興課所管分についてご説明を申し上げます。

139ページ、140ページでございます。

成果に関する説明書につきましては、79ページでございます。

農林振興課分につきましては、人件費、宮床ふれあい農園の管理運営と公用車の管理が主なものでございます。

10節、消耗品費は、コピー代、ふれあい農園用管理用消耗品代でございます。燃料費は、公用車及び宮床ふれあい農園の管理機の燃料代でございます。光熱水費は、宮床ふれあい農園の水道、電気料。修繕料は、宮床ふれあい農園の管理機の修繕でございます。

11節、自動車損害保険料は公用車自動車分担金、及び保険料は宮床ふれあい農園の建物共済分担金でございます。

12節、業務委託はふれあい農園の施設管理で、施設・備品管理委託はふれあい農園の合併処理浄化槽の維持管理清掃委託でございます。

18節は、公益社団法人みやぎ農業振興公社現種苗事業に係る負担金及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。

次に、3目農業振興費でございます。

141ページ、142ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては、79ページから81ページでございます。

農業の振興に要した経費であり、農業制度資金利子補給事業、水稻病害虫防除推進事業、農業用プラスチック適正処理推進事業、農業経営改善支援活動費、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農地等環境保全対策事業、産直リースハウス事業及び有害鳥獣対策に要した経費でございます。

1節は、鳥獣被害対策実施隊41名分の報酬でございます。

3節は、職員が時間外に鳥獣対策に従事した場合の時間外手当でございます。

7節につきましては、認定農業者経営計画審査のための農業経営改善相談支援チーム員会議の際の農業士に対しての報償金でございます。

8節につきましては、農業先進地視察研修に係る職員旅費でございますが、コロナ禍により執行はなかったものでございます。

10節、消耗品費は、イノシシ捕獲用くくりわな247基及び部品代、多面的機能支払

交付金の事務用品、コピー代等。燃料費は、公用車のガソリン代でございます。

11節、通信運搬料は有害鳥獣の連絡用に伴う携帯電話の通信費用、自動車損害保険料は公用車の保険料でございます。

17節は、有害鳥獣対策として、箱わなを購入したものでございます。

18節、負担金につきましては、黒川地域担い手育成総合支援協議会、全国及び宮城県の中山間地域活性化推進協議会、県青果物価格安定相互補償協会及び町有害鳥獣被害対策協議会への捕獲経費等の負担金でございます。補助金につきましては、農業制度資金利子補給、黒川農作物病虫害防除推進協議会、多面的機能支払交付金。中山間地域振興事務事業として、みどりの少年団への補助。中山間地域等直接支払交付金として、難波、金取地区への支援。JA新みやぎあさひな本部を通しての補助としての農地等環境保全対策事業、野鼠駆除事業でございます、通称。次に、産直リースハウス事業、曲がりネギ管理機等導入事業等でございます。また、有害鳥獣の狩猟免許取得・更新に係る費用の一部、個人が設置します59件の鳥獣被害防止、進入防止柵の補助。国の補助事業を活用して、イノシシ被害地区が共同で設置しました進入防止柵の管理費等として、令和2年度には宮床、山田地区5キロに対して、1キロ当たり10万円の助成を行ったものでございます。

次に、4目畜産業費でございます。

成果に関する説明書は81ページでございます。

町畜産振興協議会を通して畜産農家への予防接種の支援、管内肉用牛の素牛に対する支援。さらに、コロナ感染症により牛肉価格が低迷したことにより大きな影響を受けました肥育牛農家及び繁殖農家に対して、頭数に応じた支援などに要した経費でございます。

11節は、コロナ禍により影響を受けた畜産農家への助成金の口座振込手数料でございます。

18節、負担金は、町の畜産振興協議会及び宮城県畜産協議会への負担金でございます。補助金は、繁殖牛・子牛事故共済事業及びJA新みやぎあさひな地区本部の管内肥育素牛販売促進対策事業への補助。交付金は、コロナ禍により影響を受けました肥育農家及び繁殖農家に対して、飼育頭数に応じて助成を行ったものでございます。

24節は、肉用牛貸付運営基金の積立金の利子でございます。

次に、5目農地費でございます。

成果に関する説明書は82ページになります。

老朽化した農業用施設の改修、排水機場の洪水調整事業、土地改良施設等の維持改

修事業、王城寺原演習場周辺障害防止事業。新規事業といたしまして、農地及び農用地施設の改修を支援するため、農業環境整備事業に要した経費などがございます。

143ページ、144ページをお願いいたします。

10節、消耗品費は、ニジマス等の稚魚放流代、現場用の作業服、参考図書代等がございます。印刷製本費は、農業農村整備事業管理計画図等のカラーコピー代。修繕料は、落合松阪地区にあります直沢ため池の流入口の修繕及び農道等ののり面修繕でございます。

11節につきましては、農業用水路、ため池などの農業用施設の賠償責任保険でございます。

12節は、もみじヶ丘ため池及び杜の丘ため池の管理、維持管理の運營業務。また、令和元年度から明許繰越しいたしました、ため池調査基本業務の完成払いに要したものでございます。

13節、有料道路通行料は高速道路利用料、著作権使用料は建設物価版等の刊行物の単価データの利用料でございます。

14節は、県の補助事業、豊かなふる里保全整備事業を活用し、鶴巣大平にございます西川右岸の排水樋門の改修及び落合三ヶ内地区の農道の横断水路を改修したものでございます。

18節、負担金は、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合、大衡村外一町牛野ダム管理組合、宮城県土地改良連合会、八志田堰用水路改修事業の工事負担金でございます。補助金は、大和町土地改良区へ排水機場の洪水調整事業の補助を行ったものでございます。また、大和町土地改良区が国の補助を受けて改修いたしました三ヶ内排水機場3か所の改修事業に、国の土地改良事業のガイドラインに基づき補助を行ったものでございます。また、令和2年度から、農業環境整備事業として、農家などが行った農地21件、農業用施設17件、計38件の農地の改修整備に対して補助を行ったものでございます。

27節は、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

次に、6目水田農業対策費でございます。

成果に関する説明書は82から84ページでございます。

国の経営所得安定対策に基づく町水田農業ビジョンに沿った米作り及び転作推進に要した経費でございます。

7節は、転作現地確認調査の立会い及び人・農地プランの検討委員会の委員謝礼でございます。

10節、消耗品費は、転作現地調査のための事務用品、コピー代でございます。食糧費は、集落代表者説明会の際などのお茶代でございます。

11節は、経営所得安定対策交付申請事務の郵送料でございます。

12節につきましては、経営安定所得対策支援システムの保守及び人・農地プランの地図作成に要した経費でございます。

145ページ、146ページをお願いいたします。

13節、機械借上げは経営所得安定システムウェアの借上げ料、車借上料は転作現地確認の際の車借上げでございます。

18節は、町地域水田農業推進協議会への助成、集落内での転作の話合いの経費として水田農業ビジョン推進事業補助金、集団営農用機械整備事業として4組合に対しての転作用機械への補助。国の補助事業を活用して、環境保全米取組者に対しての補助を行ったところでございます。

次に、2項林業費1目林業振興費でございます。

成果に関する説明書は84ページでございます。

林業の振興、林道の維持管理、森林管理巡視業務、森林病虫害対策、民有林育成対策事業及び令和元年度より譲与が始まりました森林環境譲与税の基金等の積立てに要した経費でございます。

7節につきましては、林道鍛冶屋敷線、檀ノ下線、一本杉線等の除草及び支障木撤去に係るもの。また、森林環境譲与税の活用の方針を定めるための検討委員会を2回開催しております。その際の謝礼でございます。

10節、消耗品費は、現地確認用の事務用品等の経費でございます。修繕料は、林道滝ノ原線、鍛冶屋敷線等ののり面修繕でございます。

12節は、森林管理巡視業務、森林病虫害防除業務、南川ダム千本桜維持管理業務、蛇石せせらぎの森の管理業務、林道大平桑沼線などの除草業務、森林情報管理システムの保守管理業務、林道伊達山線支障木撤去業務及び林道高倉線の除雪業務等に要した経費でございます。

18節、負担金は、県の林業振興協会、県の緑化推進委員会、日本さくらの会等への会費負担金。また、県営事業として、林道七ツ森泉ヶ岳線整備事業負担金でございます。補助金は、民有林育成対策事業、森林保全推進事業及び町林業振興協議会への補助金でございます。

24節は、森林環境譲与税を基金へ積立てしたものでございます。

次に、3項1目水産業振興費でございます。

成果に関する説明書は84ページとなります。

大和町発祥の伊達いわなの知名度向上及び特に町内での販売拡大のためPR事業等を行っております。

10節、消耗品費につきましては、伊達いわなPR用としましてマスクなどの啓発用品、水槽管理用の清掃用品。そして、令和2年度の10月から3月にかけて町内5店舗の伊達いわな取扱いで実施いたしました伊達いわな支援事業に要した経費でございます。修繕料につきましては、庁舎玄関前の水槽の結露解消の修繕を行ったものでございます。

147ページ、148ページをお願いいたします。

12節につきましては、伊達いわなの展示用の水槽の水替えの管理、水管理委託業務を行ったものでございます。

18節につきましては、生産者に対して、町内へ出荷した伊達いわなの頭数に応じた町内流通促進事業として補助を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

続きまして、商工部門につきましてご説明いたします。

決算書147、148ページをお開きください。

主要な施策の成果に関する説明書は85ページからとなります。

6款1項1目商工総務費につきましては、人件費に係るものでございます。

2目商工振興費、商店街活性化対策事業として、くろかわ商工会、大和まるごと市及び空き店舗活用創業者への助成のほか、中小企業振興資金の融資制度、工場立地対策及び企業誘致対策。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う事業者等への支援策等に要した経費でございます。

7節は、企業等連絡懇話会での講師謝礼金でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により懇話会が中止になったことによりまして、支出がなかったものでございます。

8節は、職員の企業訪問に要したものの。

10節は、コピー代、事務用品等の消耗品代。

11節は、感染症拡大防止協力金等振込手数料。

12節は、仙台北部中核工業団地のり面、同工業団地中央公園内歩道等の除草、支障木伐採業務に要した経費でございます。

決算書149、150ページをお願いいたします。

13節は、就職ガイダンス視察の際の高速料金代。

18節の負担金は、中小企業振興資金信用保証料補給金、仙台北部中核都市建設連絡協議会の負担金として。補助金は、くろかわ商工会に対する経営改善普及事業、地域総合振興事業等への補助金及び割増し商品券の発行事業に係る割増し分の補助、大和まるごと市とテイクアウトまつりへの助成。店舗取得改修推進事業は、創業者8事業者への補助。中小企業振興資金等の利子補給、新型コロナウイルス感染症対策融資信用保証料補給金。企業誘致対策としまして、企業立地奨励金2社、雇用促進奨励金1社に要したものでございます。また、新型コロナウイルス感染症関連支援事業としまして、県の時短要請に伴う飲食店等への感染症拡大防止協力金。新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが50%以上減少した事業者のための支援金として、事業継続応援補助金。同じく売上げが20%以上50%以下の減収した事業者のための支援金として、経営継続支援金。商店街の支援と町民の生活支援として、生活応援商品券発行事業、3割増し商品券の発行に要したものでございます。

20節は、中小企業振興資金貸付預託金。

21節は、宮城県信用保証協会への中小企業振興資金損失補償料でございます。

次に、3目観光費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は87ページ中段からとなります。

船形山、七ツ森、南川ダムを主としての周辺観光施設を利用した自然型観光の推進、大和町観光物産協会への支援、その他観光施設の維持管理に要した経費でございます。

7節は、升沢及び七ツ森遊歩道の除草、倒木処理作業等、升沢避難小屋、七ツ森自然遊歩道等の管理に要したものの。

10節の消耗品費は、コピー代、事務用及び施設管理用消耗品代。燃料費は公用車の燃料代。印刷製本費は、観光ガイドブック、七ツ森登山散策マップの増刷、観光PRポスターの印刷。光熱水費は旗坂野営場トイレの電気料金。修繕料は、旗坂野営場浄化槽フロア部品交換、吉岡宿本陣案内所看板修繕、南川湖畔生産物直売所男子トイレブース修繕、宮床ダム下流男子トイレ電動開閉器修繕、蛇石せせらぎ公園パーゴラ修繕等に要したものでございます。

11節の手数料は、旗坂野営場給水施設水質等検査手数料。火災及び自動車損害保険

料は、商工観光課所管の町有建物と公用車の災害共済分担金でございます。

12節、業務委託料は、吉岡宿本陣案内所観光案内、まち歩きガイドブック作成、観光PRバスツアー広告掲載運行業務、七ツ森自然遊歩道草刈り業務、蛇石せせらぎ公園土砂撤去業務、南川、宮床ダム周辺の公園管理等の業務、四十八滝運動公園、七ツ森ふれあいの里、ダイナヒルズ公園、七ツ森陶芸体験館の指定管理料に要したものの。

施設・備品管理委託料は、旗坂野営場の維持管理に要したものでございます。

13節は、吉岡宿本陣案内所の賃借料、船形山入山届ポスト設置場所の借用代。

14節は、七ツ森周辺観光案内板改修、信楽寺駐車場整備、旗坂野営場トイレ修繕、南川湖畔生産物直売所トイレ改修、七ツ森山頂標識改修等に要したものの。

15節は、蛇石せせらぎ公園駐車場通路整備用碎石代として。

18節、負担金は、宮城県観光連盟、宮城県物産振興協会、仙台・宮城観光キャンペーン、宮城黒川地域地場産業振興協議会、船形連峰御所山連絡協議会等及び防火管理者講習会2名分の負担金でございます。補助金は、大和町観光物産協会へ助成を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、7款土木費でございます。土木費につきましては、道路、河川、橋梁、都市計画、町営住宅及び子育て支援住宅の維持管理、建設に係る費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては90から94ページになりますので、併せてご参照願います。

決算書151、152ページをお願いいたします。

初めに、1項1目土木総務費でございます。

説明書につきましては、90ページをお願いいたします。

1節、8節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に要しました費用でございます。

10節は、コピー料金、法令図書の追録及び参考図書の購入並びに道路計画等の説明会等におけるお茶代に要しました費用でございます。

11節は、道路パトロール、災害及び除融雪時の連絡に使用しました携帯電話4台分

の通信料に要しました費用でございます。

12節は、町道3路線0.98キロメートルの道路台帳作成及び修正業務のほか、新型コロナウイルス感染症対策対応によりまして式典は中止となりましたが、規模を縮小し地区の方々で行いました高田中央橋の開通に対する準備等業務に要しました費用でございます。

13節は、研修会等の際、駐車場使用料及び建設物価調査会等への著作権使用料のほか、土木工事積算システムの借り上げ料でございます。

15節は、土地境界用資材の購入に要した費用でございます。

決算書153、154ページをお願いいたします。

18節は、宮城県道路協会のほか11の各種協会等への負担金に要しました費用でございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。

7節につきましては、山間部等の町道46路線56.35キロメートルを地元18行政区等に年2回の除草作業を委託した費用のほか、町道の補修、側溝の清掃、除雪の補助作業等に要した費用でございます。

10節は、コピー料金、道路照明灯に係る電気料、公用車両等の燃料代及び修繕料、バスターミナルに係る電気料、上下水道料金のほか、除融雪PR用チラシ印刷代に要しました費用でございます。

11節は、公用車に係る保険料、バスターミナルの火災保険料等に要しました費用でございます。

12節は、除雪及び融雪等に係る業務、町道維持管理業務、除草及び街路樹の剪定、道路清掃、土砂撤去等に係る業務、並びにバスターミナルの清掃及び警備に係る業務に要した費用でございます。

13節は、町道南青木柴崎線ほか2路線の土地借り上げに要した費用でございます。

14節は、単独事業といたしまして、町道山下大沢線ほか2路線の前払い金を含みま  
す町道大角大松沢線ほか12路線の舗装修繕、町道前河原磯ヶ沢線ほか3路線の側溝修繕、町道西原南金谷線の道路修繕工事に要しました費用のほか、明許繰越費は、令和元年度からの繰越しであります町道台ヶ森線舗装修繕、町道長丁線の側溝修繕工事に要しました費用であります。下段の明許繰越費につきましては、町道山下大沢線ほか2路線の舗装修繕工事について、令和3年度に繰越ししております。また、復興交付金事業といたしましては、町道幕柳大平線の舗装修繕工事に要した費用のほか、明許繰越費は、令和元年度からの繰越しであります同じく町道幕柳大平線舗装修繕工事に

要しました費用でございます。バスターミナル関係では、構内通路部分の記号、矢印等、施工いたしました費用でございます。

15節は、碎石・アスファルト合材等道路維持修繕用の資材、道路附属物の資材及び融雪剤の購入に要しました費用でございます。

17節は、道路維持管理等に使用する側溝蓋開閉器の購入に要した費用でございます。

26節は、都市建設課所管の3.5トンダンプほか2台の重量税に要した費用でございます。

続きまして、2項2目道路新設改良費でございます。

決算書155ページ、156ページをお願いいたします。

説明書につきましては、91ページをご参照願います。

10節につきましては、コピー料金、図面の複写機に係る消耗品、積算図書購入等に要しました費用でございます。

11節は、町道長尾線道路改良事業に伴います分筆登記手数料でございます。

12節は、国土交通省補助事業としまして、町道台ヶ森に架かります山津沢橋ほか8橋の橋梁点検業務のほか、橋梁長寿命化を目的とした修繕計画業務及び町道舞野下草線の不良区間を改良する道路詳細設計業務に要した費用。繰越明許費は、令和元年度からの繰越しであります町道舞野下草線、仮称下草橋でございますが、物件補償調査及び用地測量業務に要した費用でございます。下段の明許繰越費は、悟溪寺橋橋梁補修工事積算施工管理業務について、令和3年度へ繰越ししております。防衛省補助事業といたしましては、町道流通平4号線の舗装改良道路詳細設計、町道長尾線及び町道深山線道路改良に係る用地測量に要しました費用でございます。

14節は、国土交通省補助事業といたしまして、町道小鶴沢線舗装改良工事に要しました費用のほか、町道舞野下草線、仮称下草橋排水路整備工事の前払い金に要しました費用でございます。明許繰越費は、令和元年度からの繰越しであります町道吉岡宮床線、高田中央橋上部工架設及び護岸設置工事で要しました費用でございます。下段、明許繰越費は、悟溪寺橋橋梁補修工事及び町道舞野下草線、仮称下草橋排水路整備工事について、令和3年度へ繰越ししております。防衛省補助事業としましては、町道流通平4号線舗装改良工事に要しました費用のほか、天皇寺地区ほかの排水路整備、町道長尾線の道路改良工事の前払い金に要しました費用でございます。明許繰越費は、天皇寺地区ほかの排水路整備工事、町道長尾線の道路改良工事について、令和3年度へ繰越ししております。単独事業としましては、町道兎野一番南線舗装新設及び町道西小路線道路改良工事に要しました費用でございます。

16節は、町道舞野下草線、仮称下草橋整備事業におきまして、7筆642平米の土地購入に要した費用。繰越明許費は、令和元年度からの繰越しであります町道西小路線道路改良事業、2筆47.39平米に要した費用でございます。下段の明許繰越費は、町道深山線道路改良事業によります土地購入費を令和3年度へ繰越ししております。

18節は、明許繰越費としまして、宮城県が実施しております吉田川床上浸水対策特別緊急事業で支障となります下原橋撤去工事に伴う負担金を令和3年度へ繰越ししております。

21節は、町道舞野下草線、仮称下草橋整備事業の物件移転補償費用の前払い金に要しました費用。明許繰越費は、令和元年度からの繰越しであります町道西小路線の物件移転補償費に要しました費用でございます。

決算書157、158ページをお願いいたします。

繰越明許費は、町道舞野下草線、仮称下草橋及び町道深山線の物件移転補償費を令和3年度へ繰越ししております。

続きまして、2項3目橋りょう維持費でございます。

10節につきましては、町道吉岡宮床線に架かります既存部分の高田中央橋支承5か所の修繕に要しました費用でございます。

続きまして、2項4目交通安全施設整備事業でございます。

説明書につきましては、92ページをお願いいたします。

14節につきましては、町道吉岡宮床線ほか13路線におきまして、路面カラー舗装、いわゆるグリーンベルトを含みます区画線等設置工事に要しました費用でございます。

15節は、カーブミラー、ガードレール等、資材の購入に要しました費用でございます。

続きまして、3項1目河川費でございます。

7節につきましては、吉田川河川公園内の1回の除草作業に要する費用でございましたが、国土交通省の協力をいただいたため、支出がなかったものでございます。

10節につきましては、鶴巣地区を流れます一級河川西川におきまして、大崎地区にあります樵排水樋管及び鳥屋地区にあります西川排水樋管に係る電気料に要した費用でございます。

11節は、大和町河川愛護団体へ貸出用、除草機械に伴います損害保険料でございます。

12節は、一級河川吉田川と一級河川善川が合流する箇所がございます吉田川河川公園内の桜の剪定等業務、準用河川の現況を把握するものといたしまして行いました準

用河川窪川・山田川現況測量業務、及び一級河川西川の樵・西川両排水樋管の操作管理を地元行政区にお願いしております操作管理業務のほか、準用河川湯名沢川管理用通路のり面復旧業務に要した費用でございます。

なお、準用河川湯名沢川管理用通路のり面復旧業務につきましては、14節から流用して対応したものでございます。

14節は、経年劣化によります西川排水樋函開閉装置制御盤交換工事に要した費用及び準用河川山田川の堆積土砂撤去工事の前払い金に要した費用でございます。繰越明許費は、準用河川山田川の堆積土砂撤去工事について、令和3年度へ繰越ししております。

17節は、大和町河川愛護団体への貸出用除草機械を購入した費用でございます。

18節は、大和町河川愛護会への補助に要しました費用でございます。実施状況につきましては、説明資料92ページ中段に記載しております。6河川18地区、作業延べ人数525名の方から河川愛護活動に参加していただいているところでございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。

決算書につきましては、159、160ページをお願いいたします。

1節及び8節につきましては、都市計画審議会を1回開催した際の審議会委員の報酬及び費用弁償に要しました費用でございます。

10節は、消耗品といたしまして、参考図書等の購入並びに印刷用ロール紙の購入費でございます。食糧費といたしまして、都市計画審議会でのお茶代に要した費用でございます。

12節は、明許繰越費といたしまして、都市計画道路吉田落合線測量設計業務を令和3年度へ繰越ししております。

18節は、全国街路事業促進協議会への負担金でございましたが、令和2年度につきましては負担金免除となったもので、支出がなかったものでございます。

24節は、都市整備基金への積立てでございます。

続きまして、4項2目下水道費でございます。

27節につきましては、下水道事業特別会計へ繰り出したものでございます。

続きまして、4項3目公園費でございます。

決算書161、162ページをお願いいたします。

説明書につきましては、93ページをお願いいたします。

公園33か所のほか、緑地及び緑道等の維持管理に要した費用でございます。

10節につきましては、公園等の街灯の電気料、上下水道料金、地区委託公園の遊具

及び給水施設漏水等修繕のほか、くるま公園雨水ます修繕に要した費用でございます。

11節は、公園のトイレ、あずまや等の火災保険等及び吉岡東公園ほか4公園の水道開栓手数料に要した費用でございます。明許繰越費は、宮城県土地開発公社に整備を依頼しております、小野南中央公園に設置しますあずまやに伴います建築確認及び給水施設審査手数料を令和3年度へ繰越ししております。

12節は、都市公園の指定管理委託料及び緑道等の管理委託料、もみじヶ丘1号公園ほか2公園の地元への委託料並びに公園緑地等の遊具点検、杜の丘1号緑地ほか支障木伐採業務等に要した費用でございます。

14節は、城内大堤公園木製デッキ改修、吉岡東公園ほか遊具整備、天皇寺公園遊具撤去及びわかば公園ほか排水路等整備工事に要した費用でございます。

18節は、明許繰越費としまして、宮城県土地開発公社へ依頼しております小野南中央公園整備負担金及び小野南公園へ設置する給水施設水道加入金について、令和3年度へ繰越ししております。

続きまして、4項4目土地区画整理費でございます。

12節につきましては、令和2年度から令和4年度まで債務負担行為として行っております吉岡西部地区市街化区域編入及び認可図書作成業務に要しました令和2年度分の費用でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。町営住宅につきましては、中層住宅140戸、木造住宅22戸の合わせまして162戸及び吉田、鶴巣地区子育て支援住宅の維持管理に要した費用でございます。

7節につきましては、子育て支援住宅敷地の除草作業等に要した費用でございます。

決算書163、164ページをお願いいたします。

10節は、事務用品及び図書購入のほか、町営住宅の配水管、電気設備、給排水設備等の修繕のほか、部屋の明渡しに伴っての修繕等に要した費用でございます。

11節は、住宅の火災保険料、町営住宅受水槽の水質検査手数料及びハウスクリーニング代等に要した費用でございます。

12節は、町営住宅消防設備保守点検、給水施設保守点検、特殊建築物点検、町営住宅敷地内除草の管理業務、吉田子育て支援住宅除雪業務に要した費用のほか、国土交通省補助事業によりまして、蔵下住宅2号棟外壁改修工事実施設計業務に要した費用でございます。

13節は、宮床下小路住宅の借地料のほか、吉田、鶴巣子育て支援住宅に係ります、吉田地区、鶴巣北目大崎地区テレビ共同受信施設使用に要した費用でございます。

14節は、西原第四住宅1棟1戸及び下小路住宅1棟1戸の解体工事、蔵下住宅1号棟外壁改修及び屋上防水工事、並びに蔵下2号棟ガス管等改修工事に要した費用でございます。

なお、蔵下住宅2号棟ガス管等改修工事につきましては、子育て支援住宅建設事業費より流用して対応したものでございます。

18節は、防火管理者講習会に要する費用でございましたが、新型コロナウイルス感染症対応で不参加としたもので、支出がなかったものでございます。

続きまして、2目子育て支援住宅建設事業費でございます。

説明書につきましては、94ページをお願いいたします。

10節につきましては、コピー料金及び事務用品等に要しました費用でございます。

11節は、入居者募集の広告掲載料、落合、宮床地区建築確認手数料等に要しました費用。繰越明許費としましては、令和元年度からの繰越しとしまして、落合地区分筆登記費用でございます。

12節は、落合地区の建築工事施工管理業務、宮床地区住宅建築実施設計業務及び境界確定測量に要しました費用。繰越明許費は、令和元年度からの繰越しであります宮床地区敷地造成実施設計業務に要しました費用でございます。

14節は、落合地区住宅建築工事、宮床地区子育て支援住宅造成工事の前払い金に要しました費用でございます。

決算書165、166ページをお願いいたします。

繰越明許費は、令和元年度からの繰越しであります落合地区子育て支援住宅造成工事等に要しました費用であります。下段の明許繰越費は、宮床地区の造成工事を令和3年度へ繰越ししております。

16節は、落合地区の水道加入金及び宮床地区造成敷地の一部、1筆634.7平米の土地購入に要した費用でございます。

18節は、宮床地区の住宅整備に伴います町水道開発負担金に要しました費用のほか、事故繰越といたしまして、令和元年度からの繰越しであります落合地区水道管布設工事費用負担金に要しました費用でございます。

以上が7款土木費に係る支出でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

続きまして、8款消防費でございます。消防費につきましては、黒川地域行政事務組合への負担金、消防団活動、消防設備の維持管理及び水防団活動、並びに災害対策、災害復旧に要した費用になります。

決算書は165、166ページをお願いいたします。

説明書は95ページとなります。

1項1目常備消防費の18節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金であります。

2目非常備消防費につきましては、消防団員507名に対する報酬及び費用弁償、団員の装備品の購入等に要した費用になります。

1節、8節につきましては、消防団員の報酬及び費用弁償でございます。

7節は、団員表彰の際の記念品代であります。

10節は、消防団員活動用安全靴、活動用資機材ほか、印刷製本費は、火災予防啓発用の火の用心ミニポスター作成に要した費用であります。

13節は、火災の際の小型ポンプ搬送用の車両借り上げ代でございます。

17節は、新任団員の活動服一式の購入に要した費用でございます。

18節は、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合等への負担金及び大和町婦人防火クラブ連合会への事業費補助を行ったものであります。

続きまして、167ページ、168ページをお願いいたします。

3目消防施設費につきましては、防火水槽や消火栓など、消防施設の維持管理、整備に要した費用になります。

10節は、消耗品といたしまして、消防用のホースほか購入費用。燃料費は、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代。光熱水費につきましては、ポンプ庫の電気料ほか。修繕料は、防火水槽、マンホール蓋の修繕、本部指揮車ほかの車検代の維持管理に要した費用でございます。

11節は、小型動力ポンプ付軽積載車、ポンプ車の車検手数料、自動車損害保険料等であります。

12節は、もみじヶ丘多目的貯水槽の管理委託に要した費用でございます。

13節は、消防自動車車庫用地の借り上げ料でございます。

14節は、防火水槽修繕工事に要した費用でございます。

18節は、消火栓369基の維持管理に要した経費を負担金として支出をいたしております。

26節は、小型動力ポンプ付軽積載車4台及び本部積載車、指揮車、防災学習指導車など、合計8台分の自動車重量税でございます。

次に、4目水防費でございます。水防団員に対する費用弁償、水防活動用資機材の購入等に要した費用になります。

8節は、水防団員に対します費用弁償であります。

10節は、水防活動用の土のう袋をはじめといたしました各種資機材の購入及び水防倉庫の電気料でございます。

11節は、携帯電話の電話料でございます。

15節は、土のう用洗い砂購入に要した費用でございます。

次に、5目災害対策費は、防災備蓄用品の購入等に要した経費となります。

169ページ、170ページをお願いいたします。

3節は、令和3年2月13日発生の福島県沖地震等に対応した職員の時間外勤務手当等でございます。

10節は、防災備蓄用非常食などの購入費のほか、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る消毒液、避難所運営用品等の購入に要した費用でございます。

11節は、衛星携帯電話、エリアメール等の通信料、震度計情報等回線使用料、防災用Wi-Fiの月額費用などでございます。

12節は、国土強靱化地域計画、わがまちハザードマップ運用保守、木造耐震診断助成事業に要した費用でございます。

14節は、指定避難所看板設置工事、令和3年2月13日発生の福島県沖地震により被害を受けた防火水槽修繕に要した費用でございます。

17節は、新型コロナウイルス対策として、避難所運営に必要となるテント等の購入に要した費用であります。

18節は、県地域衛星通信ネットワーク市町村無線局管理負担金、危険ブロック塀除去事業費補助。繰越明許費といたしまして、令和元年台風第19号被害に伴います被災宅地等災害復旧事業補助金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午後3時20分とします。

午後3時09分 休憩

午後3時19分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

引き続き、よろしく願いいたします。

決算書169ページ、170ページになります。

教育費についてご説明申し上げます。

主要な施策の成果に関する説明書は97ページから101ページとなりますので、ご参照いたします。

9款1項1目教育委員会費は教育委員会の運営に要した費用で、教育委員会の定例会12回と臨時会4回を開催したものでございます。

1節は、教育委員4名の報酬でございます。

8節は、教育委員4名の費用弁償でございます。

9節は、教育長の交際費でございます。

10節は、図書、参考図書代などでございます。

171ページ、172ページをお願いいたします。

18節は、仙台管内及び黒川郡教育委員会連絡協議会に対する負担金でございます。

次に、2目事務局費は、事務局の運営、確かな学びプロジェクト事業、教育相談事業、学び支援コーディネーター配置事業、外国語指導助手配置事業、GIGAスクール構想による校内通信ネットワーク及びタブレット端末整備事業、子どもの心のケアハウス事業及び各種団体に対しての負担金や補助等に要した費用でございます。

なお、土曜学習まほろば塾、志まなび塾、こころのプロジェクト「ユメセン」及び夢と希望と志を語る会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としたものでございます。

1節は、教育支援委員2名、学区審議会、いじめ問題対策連絡協議会委員及び教育相談員と子どもの心のケアハウス職員の報酬でございます。

7節の報償金は、学び支援コーディネーター及び放課後自習教室学び支援員に対す

る謝金。賞賜金は、教育論文応募者への図書カード代でございます。

8節は、教育支援委員会委員、いじめ問題対策連絡協議会委員、学び支援コーディネーター、放課後自習教室学び支援員、子どもの心のケアハウス職員等の費用弁償。就学時健診のための普通旅費でございます。

173ページ、174ページをお願いいたします。

10節は、消耗品として、事務用品、コピー、参考図書、感染症予防アルコール及びハンドソープ代など。燃料費は公用車ガソリン代、食糧費は就学時健康診断従事者の弁当代等。印刷製本費は、大和町の学校教育、家庭教育の手引及び私のまち大和町などの印刷に要したもの。修繕料は、各小中学校のプリンター修繕等に要したものでございます。

11節は、電話料金、郵便料金、学校機密文書処理料、自動車保険料、学び支援員等の傷害保険料に要したものでございます。

12節は、小中学校標準学力調査事業、外国語指導助手派遣業務、教育用コンピューター等保守点検業務、学校用サーバー等移設業務、及び令和元年度からの繰越事業であります学校教育用校内通信ネットワーク及び電源キャビネット整備事業に要したものでございます。

13節は、学校教職員用コンピューター、デジタル教科書及び子どもの心のケアハウスに係るノートパソコン、プリンター等の機械借り上げ料、ケアハウス公用車に係る車借り上げ料。名取市、宮城県総合教育センターで開催されたG I G Aスクール構想職員研修の際の高速道路通行料でございます。

17節は、小中学校情報機器購入事業として、児童生徒と教職員用タブレット端末2,845台、小学校教職員用パソコン、普通教室用大型モニター、小中学校加配教員用パソコン及び子どもの心のケアハウス開設に係る備品購入に要した費用でございます。

18節は、黒川地域行政事務組合ほか5団体に対する負担金でございます。

24節は、学校校舎建設基金及び学校教育振興基金への積立てを行ったものでございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費は、小学校6校の施設維持及び児童、教職員の健康診断、学校管理用備品等の購入に要した費用でございます。

1節は、学校医、学校薬剤師への報酬でございます。

7節の報償金は、事務補助員、体育巡視員、樹木剪定作業及び林間教育サポーターに係るもの。賞賜金は、運動会の賞品及び卒業生への記念品でございます。

175、176ページをお願いいたします。

10節は、小学校における事務用品、コピー代、感染症予防アルコール及びハンドソープ代などの消耗品費。ガス、灯油、草刈り機混合ガソリン代などの燃料費。来客用お茶などの食糧費。卒業証書、封筒印刷などの印刷製本費。光熱水費、施設備品等の修繕料でございます。

11節は、電話料、郵便料金及びインターネット回線使用料等の通信運搬費。ピアノ調律、カーテンクリーニング等の手数料。建物火災保険料、体育館巡視員に係る傷害保険及び施設賠償保険料でございます。

12節は、児童、教職員の健康診断、学校用務員、新型コロナウイルス感染症確認に伴う校舎消毒作業等の業務委託料。施設・備品管理委託料は、小学校警備業務委託料でございます。

13節は、鶴巣小学校進入路に係る土地借り上げ料、印刷機械借り上げ料、林間教育等における児童輸送のための車借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ料でございます。

17節は、学校管理用備品、教材等の学校用備品及び新型コロナウイルス感染症予防対策の備品購入代でございます。

18節は、学校管理下における児童の災害共済負担金及び富谷黒川地区学校保健会等への負担金でございます。

次に、2目の教育振興費は、小学校の学習支援員配置事業、教材備品整備事業、学校・地域共学推進事業、児童就学援助費等扶助事業、魅力ある学校図書館づくり事業、遠距離通学費交付金事業、スクールソーシャルワーカー配置事業、学校図書支援員配置事業に要した費用でございます。

1節は、学習支援員及び学校図書支援員の報酬でございます。

7節は、スクールソーシャルワーカー2名の報償金でございます。

177ページ、178ページをお願いいたします。

8節は、スクールソーシャルワーカー、学習支援員及び学校図書支援員への費用弁償でございます。

10節は、4年ごとの教科書改訂に伴う教師用指導書代、学校行事用品及び教材等の消耗品でございます。

11節は、スクールソーシャルワーカーの傷害保険料でございます。

13節は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、吉岡小学校、小野小学校及び鶴巣小学校の修学旅行に係るバス増便分の借り上げ料でございます。

17節は、学校教育備品等の整備に要した費用及び魅力ある図書館づくり整備事業と

して学校図書の整備に要した費用でございます。

18節は、学校・地域共学推進事業として各学校への交付金及び遠距離通学対策費として16名の対象児童、保護者への通学費の交付金でございます。

19節は、要保護3名、準要保護69名及び特別支援教育就学児童45名に対する教育費や衣料費等の援助、入学前支給を希望した児童4名に年度内支給を行ったものでございます。

次に、3目施設整備費は、施設の整備や修繕等、施設設備の保守点検に要した費用でございます。

10節は、校庭用山砂等の消耗品費及び校舎の小破修繕料でございます。

11節は、廃棄物収集運搬処理の手数料でございます。

12節の業務委託料は、難波校舎維持管理業務、鶴巣小学校植栽剪定業務に要したものの。繰越明許費は、令和元年度吉田小学校講堂天井落下防止等工事施工管理業務に係るもの。施設・備品管理委託料は、学校各種設備等の保守点検について委託したものでございます。

13節は、自動体外式除細動器及び小野小学校階段昇降車の借り上げ料でございます。

179ページ、180ページをお願いいたします。

14節は、吉岡小学校の屋内体育館屋根雨漏り改修、小荷物昇降機部品交換、プール原水管漏水修繕、校舎パラペット軒天補修及び音楽室の改修。吉田小学校の遊具設置と受変電設備等の改修。鶴巣小学校の渡り廊下通路ドアと受水槽ポンプの交換。落合小学校の屋上フェンス基礎防水補修。小野小学校の屋内運動場照明器具交換と階段手すりの取付け。難波校舎給水管漏水修繕。吉岡、吉田、鶴巣、落合の各小学校への防犯カメラ設置の工事に要したものでございます。また、繰越明許費は、令和元年度吉田小学校講堂天井落下防止等工事でございます。

17節は、新型コロナウイルス感染症予防対策として校舎等に取り付ける自動水栓の購入費であり、令和3年度に繰越しをしております。

次に、4目小学校建設費は、吉岡小学校改築事業に要した費用でございます。

7節は、吉岡小学校改築検討委員会委員6名への報償金でございます。

10節は、支出がなかったものでございます。

12節は吉岡小学校改築基本設計業務であります。令和3年度へ繰越しをしております。

次に、3目中学校費1目学校管理費は、中学校2校の施設維持管理及び生徒、教職員の健康診断、学校管理用備品の購入に要した費用になります。

1 節は、学校医及び薬剤師、大和中学校用務員 1 名の報酬でございます。

7 節の報償金は、大和中事務補助員、宮床中の体育館及びスクールバス回転場安全巡視員に係るもの。賞賜金は、体育祭の賞品及び卒業生への記念品でございます。

8 節は、学校用務員の事務連絡時の旅費でございます。

181ページ、182ページをお願いいたします。

10節は、中学校における事務用品、コピー代、感染症予防アルコール及びハンドソープ代などの消耗品費。ガス、灯油、草刈り機混合ガソリンなどの燃料費。来客用お茶などの食糧費。卒業証書印刷などの印刷製本費。光熱水費、施設備品等の修繕料でございます。

11節は、電話料、郵便料及びインターネット回線使用料等の通信運搬費。飲料水検査、ピアノ調律等の手数料。火災保険料、施設賠償保険料でございます。

12節は、生徒、教職員の健康診断、学校用務員、スクールバス運行业務等の委託料及び学校警備に要したものでございます。

13節は、大和中学校スクールバス回転場に係る土地借り上げ料、印刷機械借り上げ料、中総体や駅伝大会等学校行事等における車借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ料でございます。

17節は、学校管理用備品及び新型コロナウイルス感染症予防対策の備品を購入したものでございます。

18節は、学校管理下における生徒の災害共済負担金及び富谷黒川地区学校保健会ほか3団体への負担金。補助金は、宮床中学校の卓球女子全国大会の参加補助金でございます。

次に、2目教育振興費は、中学校における教材備品の整備、学校・地域共学推進事業、就学援助費、魅力ある図書館づくりに要した費用でございます。

1 節は、学習支援員及び学校図書支援員の報酬でございます。

8 節は、学習支援員、学校図書支援員の費用弁償でございます。

183、184ページをお願いいたします。

10節は、学校行事用品、教材等の消耗品でございます。

11節の通信運搬費は、電話料金でございます。

17節は、学校教材備品の整備及び魅力ある図書館づくり整備事業として学校図書の整備に要した費用でございます。

18節は、学校・地域共学推進事業として、中学校2校への交付金でございます。

19節は、要保護4名、準要保護48名及び特別支援教育就学生徒12名に対する教材費

や衣料費等の援助、入学前支給を希望した生徒5名に年度内支給を行ったものでございます。

21節は、新型コロナウイルス感染予防のため、修学旅行を中止したことにより発生しました旅行代金のキャンセル料でございます。

次に、3目施設整備費は、施設の整備や修繕等、施設設備の保守点検等に要した費用でございます。

10節は、消耗品として学校用管理用砂等に要したものの、修繕料は校舎等の修繕に要したものでございます。

11節は、廃棄物収集運搬処理の手数料でございます。

12節は、宮床中学校登校坂の樹木伐採業務、施設・備品管理委託料は、学校各種設備の保守点検等について委託したものでございます。

13節につきましては、自動体外式除細動器（AED）の借り上げ料でございます。

14節は、大和中学校の受変電設備等改修、感知器取替え、テニスコート補修、受水槽水中ポンプ交換。宮床中学校の武道場照明器具調整、屋内運動場LED交換、小荷物昇降機及び排水管の修繕の工事を実施したものでございます。

17節は、新型コロナウイルス感染症予防対策として校舎等に取り付ける自動水栓の購入費であり、令和3年度に繰越しをしております。

次に、4目中学校建設費は、宮床中学校スクールバス乗降場整備事業に要した費用でございます。

185、186ページをお願いいたします。

12節は、宮床中学校スクールバス乗降場実施設計業務を委託したものでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

それでは、続きまして、4項1目社会教育総務費につきましてご説明をさせていただきます。

成果に関する説明書につきましては、101ページから106ページをご参照お願いいたします。

社会教育総務費は、生涯学習推進事業としてのまほろば大学の開校のほか、家庭教

育事業、青少年教育事業、成人教育事業として子育て講座やジュニア・リーダーの育成、協働教育の推進、原阿佐緒賞などを行ったものでございます。

なお、昨年は、新型コロナウイルス感染症により、各事業につきましては中止や規模縮小、実施方法の見直し、施設の休館など、感染防止対策を取りながらの対応となったところでございます。

1節につきましては、社会教育委員会委員13名分の報酬でございます。

7節でございます。報償金につきましては、文化講演会や家庭教育事業、青少年教育事業等における講師謝金でございます。賞賜金につきましては、第21回を迎えました原阿佐緒賞での受賞に係りますブロンズ代などでございます。

8節につきましては、社会教育委員の費用弁償でございます。また、特別旅費につきましては、家庭教育事業での遊び場道場開催時の講師旅費でございます。

10節でございます。消耗品につきましては、各事業実施に伴う事務用品、コピー代等でございます。燃料費につきましては、公用車2台のガソリン代などでございます。食糧費につきましては、会議や各種事業でのお茶代でございます。印刷製本費は、まほろば大学の募集案内や文化講演会のチラシ、協働教育ニュース、協働教育カレンダーほか、各種事業実績報告書等の印刷代でございます。光熱水費は、民俗談話室の電気料、水道料でございます。修繕料は、旧宮床伊達家住宅の畳表替え、宮床宝蔵の水道管修繕などを行ったものでございます。

次に、11節でございます。通信運搬費につきましては、各種事業の連絡等に要する郵送料でございます。広告料につきましては、月刊「短歌」、「現代短歌」などに原阿佐緒賞の作品募集広告を掲載したものでございます。

187、188ページをお願いいたします。

火災保険料につきましては町有財産に係るもの、自動車損害保険料は公用車2台に係るもの、保険料は各種事業に伴う傷害保険料でございます。

12節につきましては、宮床歴史の村の指定管理料ほか、社会教育施設の管理業務委託料、社会教育関連施設長寿命化計画策定に係る委託料でございます。

13節でございます。土地借上料につきましては、民俗談話室敷地借りに伴うもの。機械借上料につきましては、協働教育に係る農機具等の借上げ料。有料道路通行料は、青少年教育事業での山元町までの高速道路代であります。

次に、14節につきましては、旧宮床伊達家住宅の土壁修繕、宮床宝蔵の外壁修繕工事を行ったものでございます。

17節につきましては、国恩記紙芝居用に大型紙芝居舞台1台を購入いたしましたもので

ございます。

18節でございます。負担金につきましては、黒川地域行政事務組合、黒川郡社会教育委員連絡協議会、青少年のための宮城県民会議への負担金でございます。補助金につきましては、健やかな子どもをはぐくむ大和町民会議、ジュニア・リーダー連絡協議会等への補助金でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

続きまして、2目公民館費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、106ページから109ページをご参照いたします。

まほろばホールは、新型コロナウイルス感染症対策に伴い4月、5月が休館となり、公民館事業は、事業実施に向けて、十分な感染対策を取りながら9月から事業実施としておりました。主な事業は、青少年教育事業の成人式、成人教育事業のハンドメイド講座や女性教育事業の女性へのご褒美教室、ゆう楽講座を実施しました。

なお、感染症対策を考慮し、成人教育事業では食彩料理教室、健康マージャン教室と、高齢者教育事業ではお達者倶楽部について、通信手段を利用して自宅で行える内容の資料等を送付しておりました。事業に関する会議等は一部書面決議とし、芸術文化事業のさつき展、町民文化祭、小中学校書初め大会は中止としました。読書活動事業や図書室関係は、6月から段階的に開放して運営したところであります。

次に、決算書の187ページをお願いいたします。

1節につきましては、図書業務のパートタイム会計年度任用職員4名分の報償であります。

7節につきましては、報償金は、分館長報酬及び成人式における手話通訳、まほろば大学の各種講座や資料作成に伴う講師謝礼、おはなし会協力謝礼等であります。賞賜金は、成人式の記念品と記念写真代等であります。

8節につきましては、分館長が会議へ出席した際の費用弁償とパートタイム会計年度任用職員4名分の通勤手当であります。

次に、189ページをお願いいたします。

10節につきましては、図書購入費や成人式、各種事業での消耗品やパンフレット購入代、公用車のガソリン代、成人式協力者の昼食や成人式冊子の印刷代や公用車の整備代であります。

11節につきましては、各種講座の案内、会議開催通知、成人式の通知や記念品の送付等になります。また、電話料、郵便料金、公用車の損害保険料等であります。

13節につきましては、図書システム借り上げ料や図書管理システムソフト使用料であります。

18節につきましては、県公民館連絡協議会、黒川地域公民館等連合会への負担金、そして町の文化協会、婦人会連絡協議会、連合青年団への補助金であります。

よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、3目文化財保護費でございます。

成果に関する説明書につきましては、110ページをご参照お願いいたします。

文化財保護費では、文化財愛護の普及活動、開発に伴います発掘調査、各種資料の調査整理、周知展示事業などを行っております。

1節につきましては、文化財保護委員4名の報酬、発掘調査作業員臨時職員に係ります会計年度任用職員の報酬でございます。

7節につきましては、信楽寺跡地など史跡の草刈りや、郷土に関します記録写真展開催に伴う協力者謝金でございます。

8節につきましては、文化財保護委員、会計年度任用職員に係ります費用弁償でございます。

10節でございます。消耗品につきましては、事務用品、コピー代、調査用品代等でございます。食糧費は、文化財防火訓練の際のお茶代。印刷製本費につきましては、写真プリント代でございます。光熱水費につきましては、信楽寺跡地の電気水道料でございます。

11節でございます。通信運搬費につきましては、携帯電話料金、郵送料でございます。手数料につきましては、信楽寺跡地の水道開栓手数料でございます。

13節につきましては、発掘調査に係ります重機の機械借り上げ料でございます。

14節につきましては、町指定有形文化財保福寺の但木成行招魂之碑の文化財説明板を設置いたしましたものでございます。

191、192ページをお願いいたします。

18節につきましては、全国民俗芸能保存市町村連盟への負担金及び町内文化財保護団体7団体に対します補助金でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

次に、4目まほろばホールの管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は110ページから115ページをご参照願います。

文化振興協会自主事業は、感染症対策に伴い、10月から事業開始となりました。主に、まほろばホールの施設設備の管理、まほろばホール運営委員会や文化振興協会による事業を実施しました。また、まほろばギャラリーの展示や少年少女合唱団の育成などを行いました。

次に、決算書の191ページをお願いいたします。

1節につきましては、まほろばホール運営委員会委員の報酬であります。まほろばホール窓口業務を担当しておりますパートタイム会計年度任用職員2名分の報酬であります。

8節につきましては、まほろばホール運営委員が会議へ出席した際の費用弁償とパートタイム会計年度任用職員2名分の通勤手当であります。

10節につきましては、各種事務用品、電気、水道、ガス、冷暖房用灯油の光熱水費や施設小破修繕等の費用であります。

11節につきましては、電話料金、郵便料金、火災保険料、公用車の損害保険料等があります。

12節につきましては、舞台設備の操作や総合管理等の業務委託、休日の窓口業務委託料等があります。

13節につきましては、AED借り上げ料や電話回線使用料であります。

14節につきましては、屋上防水改修工事、クロス張り替え工事、大会議室照明器具修繕工事等の費用でございます。

次に、193ページをお願いいたします。

17節につきましては、まほろばホール体温検知カメラ、医務室冷蔵庫の購入費用であります。

18節につきましては、全国公立施設文化協会等の負担金と大和町文化振興協会運営事業の補助金であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、115ページをご参照をお願いいたします。

教育ふれあいセンター管理費は、吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンター管理運営に要したものでございます。

7節につきましては、各教育ふれあいセンターの体育館巡視員の報償金でございます。

10節でございます。消耗品費は、施設の維持管理用品やグラウンドの砂など。燃料費は草刈り機の燃料代、光熱水費は施設の電気料、水道料、修繕料は各施設の小破修繕でございます。

11節は、水質検査の手数料、施設の火災保険料及び損害保険料でございます。

12節でございます。業務委託料につきましては、用務員委託や敷地除草等業務でございます。施設・備品管理委託料につきましては、施設警備委託、施設維持管理におきます設備等の保守点検委託を行ったものでございます。

13節でございます。機械借上料はAEDの借り上げ、テレビ聴取料は各センターに係るもの、清掃用具借上料はモップのレンタルでございます。

14節につきましては、吉田教育ふれあいセンターの高圧気中開閉器更新工事、建具修繕工事。鶴巣教育ふれあいセンターの火災受信機交換工事、屋外灯油タンク更新工事。落合教育ふれあいセンターのプール等撤去工事。各ふれあいセンターの遊具修繕工事を実施いたしましたものでございます。

17節でございます。機械器具費は、鶴巣教育ふれあいセンターで使います乗用草刈り機1台を購入いたしましたものでございます。

18節につきましては、黒川地区防火管理協議会への負担金でございます。  
よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

次に、6目森の学び舎活動費は、森の学び舎の管理運営に要したものでございます。  
成果に関する説明書は115ページになります。  
195、196ページをお願いいたします。  
10節の光熱水費は、電気及び水道料金でございます。  
11節は、電話料金、水道の開栓手数料及び火災保険料でございます。  
12節は、施設の清掃等の管理委託に要したものでございます。  
以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。  
成果に関する説明書につきましては、116ページから119ページをご参照お願いいたします。  
保健体育総務費は、スポーツ推進のための審議会、スポーツ推進委員やスポーツ賞  
顕彰、奨励金、スポーツ施設の維持管理、教室・大会等に要したものでございます。  
なお、新型コロナウイルス感染症により、施設の休館や各種大会等の中止があった  
ところでございます。  
1節につきましては、スポーツ推進審議会委員5名分の報酬とスポーツ推進委員15  
名分の報酬でございます。  
7節につきましては、総合運動公園のイノシシ進入防止柵設置に係ります報償金。  
賞賜金につきましては、スポーツ賞、個人5名、団体3団体への顕彰に係りますプロ  
ンズ等の経費及びスポーツ奨励金を個人8名に交付いたしましたものでございます。  
8節につきましては、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員への費用弁償で

ございます。

10節でございます。消耗品費につきましては、事務用品やコピー代のほか、総合運動公園のイノシシ進入防止柵の購入、多目的広場芝生用除草剤などの購入でございます。燃料費は公用車のガソリン代、修繕料は公用車の車検整備代でございます。

11節でございます。通信運搬費につきましては郵便代、手数料につきましては公用車車検印紙代、火災保険料は各体育施設に係るものでございます。自動車損害保険料は公用車に係るもの、保険料はスポーツ推進委員の傷害保険料でございます。

12節につきましては、体育施設指定管理委託料及び総合運動公園多目的広場芝生管理業務の委託料でございます。

14節につきましては、総合体育館アリーナ床研磨工事、総合体育館トイレ洋式化工事、総合運動公園入り口看板修繕工事、ダイナヒルズテニスコート照明自動点灯盤改修工事、ダイナヒルズ多目的広場芝生補修工事、ダイナヒルズ多目的広場駐車場区画線改修工事を行ったものでございます。繰越明許費での工事請負費につきましては、総合運動公園多目的広場防球ネット設置工事でございます。

197、198ページをお願いいたします。

事故繰越での工事請負費につきましては、総合運動公園多目的広場改修附帯工事でございます。

17節につきましては、総合運動公園で使用するアルミベンチ12台、ジェットヒーター3台、ブルーヒーター2台を購入いたしましたものでございます。

18節でございます。負担金につきましては、七ツ森ハーフマラソン大会開催準備に伴う負担金、新型コロナウイルス感染症拡大防止による体育施設休館に伴う損失負担金、県スポーツ推進協議会負担金でございます。補助金につきましては、町スポーツ協会とスポーツ少年団への補助金でございます。

26節につきましては、公用車車検に伴う自動車重量税でございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、119ページをご参照お願いいたします。

広場管理費につきましては、宮床、玉ヶ池、鶴巣山田、北目、三ヶ内の5か所のレクリエーション広場の管理に要したものでございます。

10節でございます。光熱水費につきましては、各広場の電気料、水道代でございます。修繕料は、三ヶ内レクリエーション広場の道路舗装修繕、宮床レクリエーション広場のトイレ配管修繕でございます。

11節につきましては、水道開栓手数料でございます。

12節につきましては、各広場の維持管理を各地区に委託をしているものでございます。

次に、3目自転車競技場管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、引き続き119ページをご参照お願いいたします。

自転車競技場は、宮城県スポーツ協会より管理運営の委託を受けまして施設の維持管理を行っているものでございます。

12節につきましては、管理運営業務を体育施設指定管理者へ委託しているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

次に、4目学校給食センター費でございます。学校給食センターの管理運営、学校給食の提供に要した費用でございます。

成果に関する説明書は119ページになります。

1節は、業務員の報酬でございます。

199、200ページをお願いいたします。

8節は、業務員の費用弁償、通勤手当でございます。

10節は、給食センター施設の運営に要した消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費、施設設備の修繕料及び給食の賄い材料購入費でございます。

11節は、通信運搬費として、電話料、切手代。手数料として、給食センター及び職員の検便検査、給食費振替等の手数料、厨房機器保守点検手数料。火災保険料、公用車損害保険料でございます。

12節の業務委託は、学校給食調理業務及び可燃物処理業務など。測量・設計・施工・監理委託の繰越明許費は、令和元年度空調設備設置工事施工管理業務。施設・備品管理委託は、警備委託料でございます。

13節は、高圧食器洗浄機、牛乳保冷库等の機械借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ料。システム借上料は、栄養価計算システムの賃貸料でございます。

14節は、飲料水用加圧給水ポンプ交換工事と、令和元年度からの繰越しにより空調

設備の設置工事を行ったものでございます。

17節の庁用器具費は事務用椅子等の購入、機械器具費は、冷凍冷蔵庫、調理室の用具などを購入したものでございます。

201ページ、202ページをお願いいたします。

18節は、学校給食栄養士会及び学校給食共同調理場連絡協議会等への負担金でございます。

26節は、公用車車検に伴う重量税でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。

成果に関する説明書は120ページでございます。

令和元年10月12日から13日にかけての台風19号により被災した農地及び農業用施設等の災害復旧を明許繰越費などにより対応を行ったものでございます。

なお、この災害復旧費につきましては、本来であれば事業の確定後に精算による補正減額措置が必要ということでございますが、令和元年度からの繰越明許費で議決をいただいている部分については、精算による減額補正が行えないことから、多額の不用額となったものでございます。

それでは、12節につきましては、落合檜和田下地区の農道の土砂撤去業務を行ったものでございます。

14節は、農地農業用施設復旧工事で、国の補助を受けて19か所、単独災害復旧工事11か所の復旧工事を行ったものでございます。

17節につきましては、各地区で設置したイノシシ侵入防止柵について、被災を受けた12地区11.5キロを地区に支給して再設置していただいたものでございます。

18節、負担金は、県営事業で災害復旧に取り組んでおります大平排水機場等3か所の事業負担金でございます。補助金は、国の補助等により、被災農家、農協等の農業用倉庫及び農業用機械等23件1億232万4,000円の復旧でございます。また、小災害復旧事業費といたしまして、農地等の復旧691件の被災農家への助成を行っております。交付金につきましては、圃場に堆積した稲わらを堆肥化し、18.55ヘクタールの圃場

に対してすき込みを行った地区に対して交付金を交付したものでございます。

次に、2目林業施設災害復旧費でございますが、12節につきましては、宮床難波地区、林道長倉線などの5路線を通行可能となるように復旧業務を行ったものでございます。

14節につきましては、吉田金取南地区の林道赤崩山線の災害復旧費を明許繰越費で施工したものです。また、令和3年2月13日の福島県沖の地震で被災しました林道高倉線の災害復旧工事を令和2年度から令和3年度へ明許繰越しを行いました。こちらにつきましては、去る6月22日に完了しておるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

それでは、同じく2項1目道路橋りょう災害復旧費でございます。

決算書203ページ、204ページをお願いいたします。

説明書につきましては、120ページ下段より121ページになります。よろしくお願いいたします。

この復旧費につきましては、令和元年10月12日から13日にかけての台風19号により被災しました町道の災害復旧に要しました費用でございます。

12節につきましては、繰越明許費、令和元年度からの繰越しであります町道柿木線ほか15の道路のり面復旧等業務に要しました費用でございます。

14節は、単独事業といたしまして、繰越明許費、令和元年度からの繰越しであります町道台ヶ森線ほか18の災害復旧工事に要しました費用。事故繰越としまして、町道五寺ノ坊線ほか1の災害復旧工事につきましては、令和3年度へ繰越ししております。補助災害復旧事業といたしまして、町道大柵長倉線ほか3の災害復旧工事の前払い金を含みます、町道大柵長倉線ほか8の災害復旧工事に要しました費用。明許繰越しは、令和元年度からの繰越しであります町道吉岡宮床線ほか11の災害復旧工事に要しました費用でございます。下段の明許繰越費につきましては町道大柵長倉線ほか2、事故繰越といたしましては町道三ヶ内七曲り線の災害復旧工事について、令和3年度へ繰越ししております。

続きまして、2項2目河川災害復旧費でございます。この復旧費につきましては、

同じく令和元年10月12日から13日にかけての台風19号により被災しました準用河川の災害復旧に要しました費用でございます。

14節につきましては、補助災害復旧事業といたしまして、準用河川深山川ほか3の災害復旧工事の前払い金に要しました費用。繰越明許費は、令和元年度からの繰越しであります準用河川窪川ほか2の災害復旧工事に要しました費用。下段の繰越明許費は準用河川深山川ほか3、事故繰越は準用河川根古川の災害復旧工事について、令和3年度へ繰越ししております。

同じく2項3目都市施設災害復旧費でございます。こちらにつきましても、令和元年10月12日から13日にかけての台風19号で被災しました都市施設の災害復旧に要しました費用でございます。

14節につきましては、単独事業といたしまして、明許繰越し、令和元年度からの繰越しであります吉岡南第二1号防災調整池ほか1の災害復旧工事に要しました費用。補助復旧事業といたしましては、同じく令和元年度からの繰越事業であります八谷館緑地の災害復旧工事に要しました費用でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

次に、3項1目公立学校施設災害復旧費は、令和元年度10月の台風19号で被災した宮床中学校ののり面復旧に要したものでございます。

成果に関する説明書は121ページの下段になります。

14節は、令和元年度からの繰越しにより、のり面復旧工事を行ったものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、4項1目現年単独災害復旧費でございます。こちらにつきましては、

工事請負費といたしまして、繰越明許費1,263万2,000円といたしましたものでございます。

続きまして、決算書の205ページをお願いいたします。

11款公債費につきましてご説明いたします。

成果に関する説明書につきましては、122ページをお願いいたします。

1項1目元金につきましては、借入先9機関への償還金でございます。

同じく2目利子につきましては、借入先8機関への利払いに要しました経費でございます。

次に、12款予備費につきましては、備考欄に記載しております6件の科目に対しまして合計1,069万7,000円を充用し、対応いたしましたものでございます。

それでは、207ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額176億5,638万5,000円、歳出総額165億6,556万1,000円、歳入歳出差引き額10億9,082万4,000円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、繰越事業に要します一般財源でございます。 (2) 繰越明許費繰越額の2億8,538万4,000円に (3) 事故繰越繰越額386万8,000円の計が2億8,925万2,000円となりまして、5の実質収支額は8億157万2,000円でございます。このうち、6の地方自治法の規定に基づきまして2分の1以上の額といたしまして、4億1,000万円を財政調整基金へ繰り入れるものでございます。5の実質収支額から6の基金繰入額を差し引きました3億9,157万2,000円が純繰越金となるものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は13日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後4時14分 延 会